

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2019年10月25日
【事業年度】	第20期（自 2018年8月1日 至 2019年7月31日）
【会社名】	株式会社エイチーム
【英訳名】	Ateam Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 林 高生
【本店の所在の場所】	愛知県名古屋市中村区名駅三丁目28番12号
【電話番号】	052-747-5550（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 社長室長 光岡 昭典
【最寄りの連絡場所】	愛知県名古屋市中村区名駅三丁目28番12号
【電話番号】	052-747-5573
【事務連絡者氏名】	執行役員 社長室長 光岡 昭典
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第16期	第17期	第18期	第19期	第20期
決算年月		2015年7月	2016年7月	2017年7月	2018年7月	2019年7月
売上高	(百万円)	15,828	22,967	34,603	37,674	37,151
経常利益	(百万円)	2,164	2,094	4,118	4,730	2,809
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	1,362	1,292	2,579	3,306	1,473
包括利益	(百万円)	1,361	1,292	2,579	3,309	1,444
純資産額	(百万円)	4,008	5,072	7,456	11,655	12,511
総資産額	(百万円)	7,656	9,586	13,140	16,702	17,273
1株当たり純資産額	(円)	207.19	263.36	389.03	593.76	636.32
1株当たり当期純利益	(円)	70.54	68.58	136.45	170.40	75.52
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	69.87	68.23	135.80	169.76	75.35
自己資本比率	(%)	50.9	51.9	56.0	69.3	71.9
自己資本利益率	(%)	33.9	29.1	41.8	34.9	12.3
株価収益率	(倍)	34.4	28.0	20.7	13.8	14.8
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	1,677	1,730	3,462	2,789	3,318
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	1,121	534	1,213	2,257	1,766
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	111	766	768	444	816
現金及び現金同等物の期末残高	(百万円)	3,097	3,505	5,004	5,984	6,713
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(名)	471 (57)	535 (40)	678 (40)	890 (45)	1,046 (62)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(派遣社員及びパートタイマーを含みます。)は、()内に年間の平均人数(1日8時間換算)を外数で記載しております。

3. 2015年5月1日付をもって、1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。このため、第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

4. 第17期より1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数及び1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる期中平均株式数については、「株式付与ESOP信託」及び「役員報酬BIP信託」制度において、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口及び役員報酬BIP信託口)が保有する株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。

5. 第20期より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。なお、比較を容易にするため、第19期以前につきましても百万円単位で表示しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第16期	第17期	第18期	第19期	第20期
決算年月		2015年7月	2016年7月	2017年7月	2018年7月	2019年7月
売上高	(百万円)	8,271	14,028	21,467	19,009	14,955
経常利益	(百万円)	1,330	1,188	3,196	2,850	1,544
当期純利益	(百万円)	954	895	2,288	2,331	1,130
資本金	(百万円)	533	535	535	835	836
発行済株式総数	(株)	19,405,600	19,450,000	19,469,800	19,738,200	19,756,200
純資産額	(百万円)	3,134	3,800	5,894	9,114	9,630
総資産額	(百万円)	5,715	7,091	9,617	11,129	15,288
1株当たり純資産額	(円)	160.74	196.01	306.47	463.39	488.79
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間 配当額)	(円)	12.50 (5.00)	12.50 (5.00)	27.00 (5.00)	32.50 (-)	16.00 (-)
1株当たり当期純利益	(円)	49.44	47.52	121.05	120.16	57.92
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	(円)	48.97	47.28	120.47	119.70	57.78
自己資本比率	(%)	52.9	52.2	60.3	81.1	62.4
自己資本利益率	(%)	28.5	26.6	48.2	31.4	12.2
株価収益率	(倍)	49.0	40.4	23.4	19.5	19.3
配当性向	(%)	25.3	26.3	22.3	27.0	27.6
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(名)	288 (16)	307 (16)	350 (17)	411 (21)	480 (23)
株主総利回り (比較指標：配当込みTOPIX)	(%) (%)	66.3 (131.1)	52.9 (106.7)	78.5 (133.5)	66.1 (147.6)	33.2 (135.0)
最高株価	(円)	7,630 2,770	2,375	3,195	3,330	2,358
最低株価	(円)	4,380 2,253	1,292	1,661	2,170	1,095

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数は当社から他社への出向者を除く就業人員であり、臨時雇用者数(派遣社員及びパートタイマーを含みます。)は、()内に年間の平均人数(1日8時間換算)を外数で記載しております。

3. 2015年5月1日付をもって、1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。このため、第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

4. 第16期の1株当たり配当額12.5円は、2015年5月1日付の株式分割を第16期の期首に行われたと仮定し、算定しております。

5. 第17期より1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数及び1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる期中平均株式数については、「株式付与ESOP信託」及び「役員報酬BIP信託」制度において、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口及び役員報酬BIP信託口)が保有する株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。

6. 第20期より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。なお、比較を容易にするため、第19期以前につきましても百万円単位で表示しております。

7. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

8. 当社は、2015年5月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第16期の株価については株式分割前の最高株価及び最低株価を記載しており、印で株式分割後の最高株価及び最低株価を記載しております。

2【沿革】

年月	事項
1997年6月	岐阜県土岐市にて、林高生の個人事業として、ソフトウェアの受託開発を開始
2000年2月	有限会社エイチームを岐阜県多治見市に設立
2000年8月	携帯電話向けコンテンツの受託開発を開始
2003年12月	携帯電話向け公式サイト（注1）の運営を開始
2004年11月	株式会社に組織変更
2005年4月	本社を名古屋市東区に移転
2006年6月	現在のライフスタイルサポート事業の初サービスとなる「引越し価格ガイド」サービスを開始
2006年9月	KDDI株式会社 EZアプリ（BREW）（注2）初のMMORPG「エターナルゾーン」をリリース
2007年2月	本社を名古屋市西区に移転
2007年9月	中古車買取価格の一括査定サイト「かんたん車査定ガイド」サービスを開始
2008年10月	結婚式場の検索・予約・情報サイト「すぐ婚navi」（現 ハナユメ）サービスを開始 当社初のiOS搭載端末向けアプリをリリース
2008年12月	当社初の任天堂株式会社 Wiiウェア向けゲームを配信開始
2009年8月	当社初の株式会社ミクシィ mixi向けソーシャルアプリをリリース
2010年1月	当社初の株式会社ディー・エヌ・エー モバゲータウン（注3）向けソーシャルアプリをリリース
2010年6月	当社初のGREE株式会社 GREE向けソーシャルアプリをリリース
2010年7月	女性向け体調管理・悩み相談サイト「ラルーン」サービスを開始 当社初のAndroid搭載端末向けアプリをリリース
2011年8月	GREE株式会社と業務提携
2012年4月	東京証券取引所マザーズに上場
2012年9月	大阪に「大阪オフィス」をオープン
2012年11月	東京証券取引所市場第一部に上場
2013年2月	子会社として株式会社A.T.brides（現 株式会社エイチームブライズ）を設立
2013年8月	子会社として株式会社引越し侍（現 株式会社エイチーム引越し侍）、株式会社A.T.サポート（現 株式会社エイチームコネクト）、株式会社エイチームライフスタイルを設立
2013年12月	自転車専門通販サイト「cyma-サイマ-」サービスを開始
2013年12月	キャッシング・カードローン検索サイト「ナビナビキャッシング」サービスを開始
2015年9月	東京に「東京オフィス」をオープン
2015年12月	本社を名古屋市中村区へ移転
2016年12月	子会社としてAteam Vietnam Co., Ltd.を設立
2017年12月	Increments株式会社の全株式を取得し、子会社化
2018年2月	福岡に「福岡オフィス」をオープン
2019年2月	子会社として株式会社エイチームフィナジーを設立

- （注）1．公式サイトとは、携帯電話事業者のインターネット接続メニューに登録された、携帯電話事業者公認の携帯サイトのことを意味しております。
- 2．EZアプリとは、KDDI株式会社の携帯電話サービスauの携帯電話端末で動作するアプリケーションソフトの名称であります。BREWとは、Qualcomm Incorporatedが開発したアプリケーションプラットフォームの名称で、日本ではKDDI株式会社が採用しております。
- 3．株式会社ディー・エヌ・エーは、2011年3月28日より「モバゲータウン」のサービス名称を「mobage」に変更しております。

3【事業の内容】

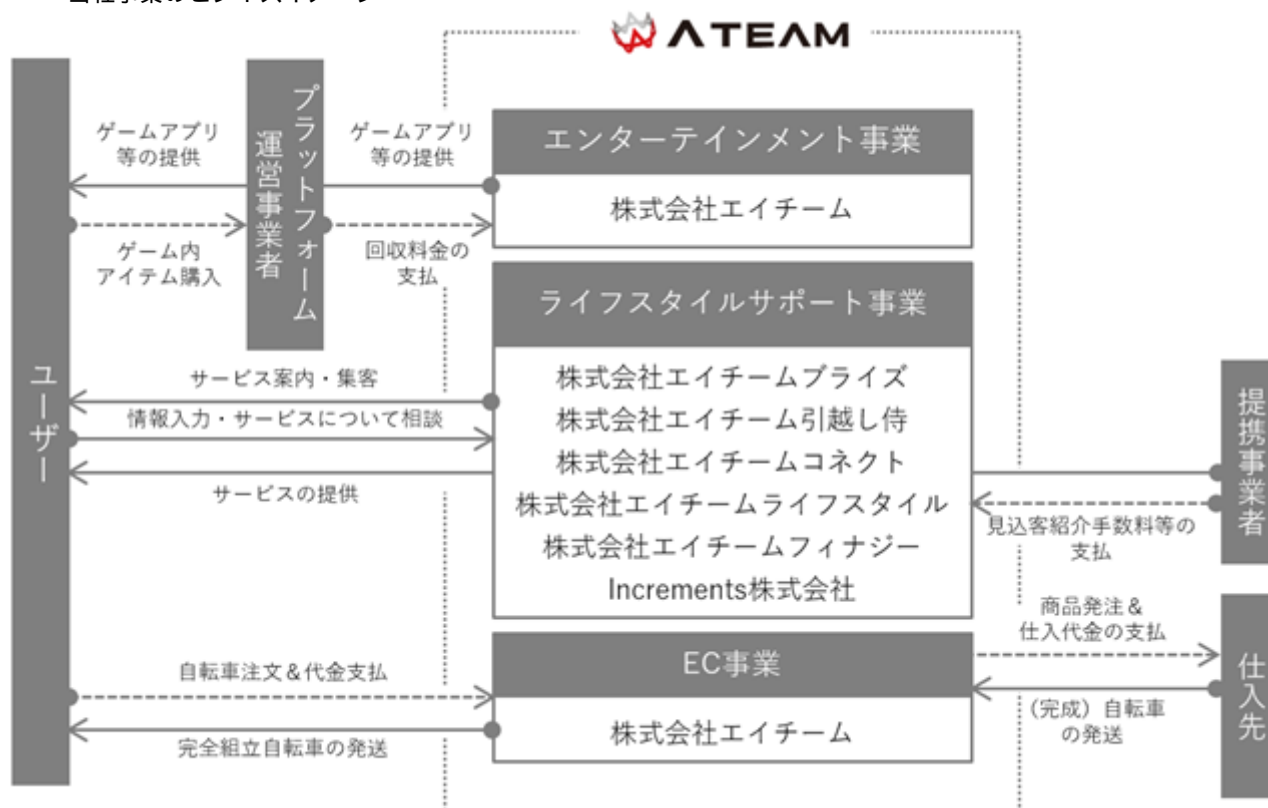
当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社（株式会社エイチーム）及び連結子会社8社によって構成されております。

なお、報告セグメントにつきましては、「人と人とのつながりの実現」をテーマに、世界中の人々に娯楽を提供するスマートデバイス（スマートフォン及びタブレット端末）向けゲームやツールアプリケーションの企画・開発及び運営を行う「エンターテインメント事業」、人生のイベントや日常生活に密着し、有益な情報を提供する比較サイト・情報サイトなど、様々なウェブサービスの企画・開発及び運営を行う「ライフスタイルサポート事業」、完全組立自転車をオンラインで販売し、自宅までお届けする自転車専門通販サイトの企画・開発及び運営を行う「EC事業」の3つの事業軸でビジネスを展開しております。

会社名	セグメント	主な事業内容	当社との関係
株式会社エイチーム	エンターテインメント事業 EC事業	スマートデバイス向けゲーム・ツールアプリの企画・開発及び運営 自転車通販サイトの企画・開発及び運営	-
株式会社 エイチームプライズ	ライフスタイルサポート事業	ブライダル関連事業	連結子会社
株式会社 エイチーム引越し侍	ライフスタイルサポート事業	引越し関連事業	連結子会社
株式会社 エイチームコネクト	ライフスタイルサポート事業	テレマーケティング事業	連結子会社
株式会社 エイチームライフスタイル	ライフスタイルサポート事業	自動車関連事業、 及び女性向けヘルスケア事業	連結子会社
株式会社 エイチームフィナジー	ライフスタイルサポート事業	金融メディア事業	連結子会社
Increments株式会社	ライフスタイルサポート事業	プログラマ向け技術情報共有サービス	連結子会社

他、連結子会社2社

当社事業のビジネスイメージ



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社 エイチームプライズ	愛知県名古屋市中村区	30	ライフスタイルサポート事業	100.0	役員の兼任 3名
株式会社 エイチーム引越し侍	愛知県名古屋市中村区	50	ライフスタイルサポート事業	100.0	役員の兼任 3名
株式会社 エイチームコネクト	愛知県名古屋市西区	10	ライフスタイルサポート事業	100.0	役員の兼任 3名
株式会社エイチーム ライフスタイル (注)2	愛知県名古屋市中村区	50	ライフスタイルサポート事業	100.0	役員の兼任 3名
株式会社 エイチームフィナジー	大阪府大阪市北区	50	ライフスタイルサポート事業	100.0	役員の兼任 3名
Increments株式会社	東京都渋谷区	50	ライフスタイルサポート事業	100.0	役員の兼任 2名
その他2社					
(その他の関係会社) 株式会社林家族	愛知県名古屋市西区	0	-	被所有 28.4	役員の兼任 1名

(注)1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2. 特定子会社に該当しております。
3. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
4. 株式会社エイチームライフスタイル及び株式会社エイチームプライズは売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。これらの会社の主要な損益情報等は次のとおりです。

名称	株式会社エイチーム ライフスタイル	株式会社エイチーム プライズ
売上高	9,376百万円	4,951百万円
経常利益	925百万円	405百万円
当期純利益	609百万円	285百万円
純資産額	1,134百万円	794百万円
総資産額	2,087百万円	1,622百万円

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2019年7月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)	
エンターテインメント事業	369	(12)
ライフスタイルサポート事業	541	(37)
EC事業	56	(1)
全社(共通)	80	(12)
合計	1,046	(62)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(派遣社員及びパートタイマーを含みます。)は、()内に年間の平均人数(1日8時間換算)を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

2019年7月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
480 (23)	31.7	4.4	5,112,057

セグメントの名称	従業員数(名)	
エンターテインメント事業	344	(10)
ライフスタイルサポート事業	-	(-)
EC事業	56	(1)
全社(共通)	80	(12)
合計	480	(23)

(注) 1. 従業員数は当社から他社への出向者を除く就業人員であり、臨時雇用者数(派遣社員及びパートタイマーを含みます。)は、()内に年間の平均人数(1日8時間換算)を外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社には労働組合はありませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループは「みんなで幸せになれる会社にする事」、「今から100年続く会社にする事」を経営理念としています。この経営理念のもとすべての役員及び従業員が一丸となり、さまざまな技術領域・ビジネス領域において、インターネットを通じて個人の利用者の皆様に支持・利用していただけるゲームコンテンツ、比較サイト・情報サイトやECサイトなどの企画・開発及び運営を行っております。具体的には、「人と人とのつながりの実現」をテーマに、世界中の人々に娯楽を提供するスマートデバイス（スマートフォン及びタブレット端末）向けゲームやツールアプリケーションの企画・開発及び運営を行う「エンターテインメント事業」、人生のイベントや日常生活に密着し、有益な情報を提供する比較サイト・情報サイトなど、様々なウェブサービスの企画・開発及び運営を行う「ライフスタイルサポート事業」、完全組立自転車をおオンラインで販売し、自宅までお届けする自転車専門通販サイトの企画・開発及び運営を行う「EC事業」の3つの事業軸でビジネスを展開しています。

なお、中長期的な成長を図るため、以下8点を主な経営課題として認識し、迅速に対処してまいります。
文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) エンターテインメント事業における健全な収益性の確保、ヒットゲームアプリの創出及びヒット率の向上

国内外のスマートフォンゲーム市場においては市場全体の成長が緩やかになる中で、海外ゲームメーカーの国内市場への本格参入により競争が激化しています。このような事業環境の中、持続的な成長を遂げるためには既存の主力ゲームアプリの健全な収益性の確保を維持するとともに、国内外の利用者のニーズに即したクオリティの高いゲームアプリを適切なタイミングでリリースするほか、開発プロセスの改善を行い、ヒットゲームアプリの創出及びヒット率の向上のための施策に積極的に取り組み、収益の最大化を図ってまいります。また、外部有力パートナーとの提携によるゲームアプリの開発・運営にも注力してまいります。

(2) ライフスタイルサポート事業における既存サービスの強化及び新規サービスの拡充

ライフスタイルサポート事業は、引越し関連、自動車関連、ブライダル関連、金融メディア領域をはじめとする比較サイトや情報サイト等、人生のイベントや日常生活に密着した便利なサービスを多数提供しております。今後はこれらのサービス間で相互送客を強化することにより、集客効率ならびに利益率の向上につながるものと考えております。新規サービスにおいても、同様にサービス間での相互送客を行いながら、継続顧客を確保するための施策に積極的に取り組み、事業を拡大してまいります。

(3) EC事業におけるフルフィルメントの強化及び黒字化

EC事業の自転車専門通販サイトは、立上げから順調に利用者数を増やし、現在では国内3カ所に物流拠点を構えることでほぼ全国への販売を行う体制を構築しております。今後の中長期的な成長を見据え、システムの刷新、物流倉庫の機能別設計及び組織体制の再整備を行い、フルフィルメントの強化、黒字化に向けて積極的に取り組んでまいります。

(4) 中長期的な成長に向けた事業ポートフォリオの強化

当社グループは、事業の転換・拡大とともに経営の安定性と高い成長性のバランスを実現しながら、自社サービス開始以来継続して売上を向上してまいりました。現在はエンターテインメント事業、ライフスタイルサポート事業とEC事業、3つの事業軸で事業を展開しています。今後も持続的な成長ならびに中長期的な企業価値の向上を目指し、「その挑戦に、戦略はあるか。」をもとに新たな事業の創出、他の企業との協業やM&A等多様な戦略を用いて、先行投資を進めながら事業ポートフォリオの強化を図ってまいります。

(5) 優秀な人材の確保と育成

優秀な人材を確保することは当社グループの持続的な成長に必要不可欠であります。そのために、職場環境の改善、福利厚生充実、人事考課制度の改革及び採用活動の多様化に努め、人材の確保に力を入れております。

採用においては優れた専門性のみならず、人間性・協調性を重視した人材の選考を心がけており、企業文化と理念の共有により、みんなで協力しあいながら長く楽しく働ける組織作りを大切にしております。

また、社内研修・教育制度の強化に加え、経営陣で年2回の人材育成会議を行い人材育成制度の整備を進めるとともに、ジョブポスティング制度・フリーエージェント制度等といった機動的な人材活用を制度的にも実施しながら、事業間で経験とノウハウを共有することで企業とともに成長していく人材の育成に努めております。

(6) コーポレートブランドの向上

当社グループが持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現していくためには、提供するサービス自体のユーザビリティ、品質等に加え、各サービスの知名度を向上し、利用者数を拡大していくことが不可欠であります。

また、グループ全体の事業を支える優秀な人材の獲得や他社との提携等をより有利に進めるためにも、当社グループでは、今後も費用対効果を見極めながら、サービスの広告宣伝活動のみならず、企業認知度の向上や企業イメージの確立に取り組み、コーポレートブランドの向上を目指していく所存であります。

(7) グループ経営体制及びコーポレート・ガバナンスの強化

当社グループは、国内連結子会社7社及び海外連結子会社1社により構成されたグループ企業体制であります。持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、経営の公正性・透明性を確保するとともに、取締役会及び監査役会による内部統制の強化ならびにコーポレート・ガバナンス・コードの基本原則に沿った各種施策の実施、取締役会の実効性評価・分析・改善に継続的に取り組んでまいります。

(8) コンプライアンス及びリスク管理体制の強化

当社グループは、グループ企業としての持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて経営基盤を強化し、コンプライアンス及びリスク管理体制を強化し、企業倫理の一層の向上を図っていく所存であります。

2【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業の状況その他に関してリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、リスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から開示してまいります。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を十分に認識した上で、発生の回避及び発生した場合の迅速な対応に努める方針であります。

なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、別段の記載がない限り、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。また、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 事業環境に関するリスク

当社グループの事業領域であるモバイルゲーム市場及びインターネット市場はスマートフォンの普及、インターネット利用者の増加により高度な成長を続けてまいりました。

このような傾向は今後も継続すると考えておりますが、今後市場の成長スピードが鈍化した場合、また、景況感の悪化や実際の景気変動の影響を受けた場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業に関するリスク

競合について

当社グループは、インターネットを使った様々なコンテンツやサービスを提供しております。競争力向上のため、特色あるコンテンツの提供や最適なユーザビリティを追求したインターネットサイトの構築に努め、サービスの多様化、カスタマーサポートの充実等に取り組んでおります。

しかし、類似サービスを提供する企業や新規参入者との競合が激化することにより、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

提携先（プラットフォーム運営事業者、サービス提携事業者、業務提携先）との関係について

当社グループのエンターテインメント事業では、Apple Inc.が運営するApp Store及びGoogle Inc.が運営するGoogle Play等、ゲームアプリを配信する専用のプラットフォームを介して利用者にコンテンツを提供しており、当該プラットフォーム運営事業者に対して、回収代行手数料、システム利用料等を支払い、コンテンツ利用者からの売上回収を委託しております。

また、当社グループは、海外のゲームパブリッシャーと業務提携を行っており、売上にはこれら業務提携先から分配される収益が含まれます。一方、ライフスタイルサポート事業の売上には、サービス提携事業者に見込顧客の紹介や広告掲載を対価とする手数料収入や広告売上が含まれます。当社グループは、提携先との契約を遵守し、友好的な関係を維持するよう努めるとともに、特定の提携先に過度に依存しないよう、提携先やサービスのポートフォリオバランスを考慮した経営を心掛けております。しかしながら、提携先の方針又は事業戦略の変化、或いは料率の変更又は提携解消等が生じた場合、当社グループの業績や事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

為替による影響について

当社グループのエンターテインメント事業では、一部において海外向けのアプリケーションを配信専用のプラットフォームや海外現地のパブリッシャーを介して海外の利用者にコンテンツを提供しており、販売したコンテンツ内のアイテム等の売上は海外のプラットフォーム運営事業者を通じて現地の通貨にて回収されます。

また、当社グループのEC事業では、中国を中心とした海外メーカーから商品（完成自転車）を輸入しております。今後、当社グループ全体における外貨の収支のバランスを勘案しつつ、必要に応じて為替予約取引等による為替影響の適正化に努めてまいります。外国為替市場の大幅な変動等により損失が発生し、当社グループの財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

売掛金の回収について

当社グループは事業・サービスの展開において様々な事業者と取引を行っております。それらの事業者はそれぞれがおかれる市場環境・競合の状況等により、事業戦略の見直し、撤退や他社との事業統合等の経営判断を行う可能性があります。そのため、当社グループは安定的且つ健全な事業運営を継続できる事業者とパートナーシップを組むよう努めておりますが、今後、上記の理由等により事業者の事業継続に支障が生じた場合等には当該事業者に関わる売上代金の回収遅延、回収不能が生じる虞れがあります。このような場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

商品の品質管理について

当社グループのEC事業では、国内・海外（主に中国）より自転車を生産し、利用者より注文を受けて付加的な組立・整備を実施の上、利用者へ配送を致します。当該組立・整備上の直接的・間接的な原因、或いは瑕疵により販売した自転車による利用者や第三者の事故、負傷等が発生した場合、当社グループはその損害賠償又は補償を求められる可能性があります。

また、一部商品においては、当社仕様としてメーカーに製造委託し、輸入・購入・販売をしているため、製造物責任法（PL法）の適用を受ける可能性があります。それら当社仕様商品の企画発注に関しましては、国内・海外のいずれにおいても日本工業規格（JIS規格）適合を条件とし、高品質な部品の調達、信頼性あるメーカーの選定を行っております。サンプル商品の仕様詳細のチェックをはじめ、完成品出荷時の最終点検及び全般にわたる品質機能検査を義務付けるとともに、製造委託先との連携を深め、必要に応じて自ら立会検査を行う等によって品質管理の徹底を図っております。

さらに、不測の事態に備え、製造物責任賠償についてはPL保険に加入しておりますが、製造物責任を伴う事故が発生した場合、損害賠償額以外に、製品の回収、交換・補修、設計変更等のコストの発生や当該事故により、事業ないし当社グループの社会的評価が低下する恐れがあります。この結果、当社グループの業績及びサービスのブランドイメージに影響を及ぼす可能性があります。

投資育成について

当社グループは、高い成長力を持つ企業を早期から育成・支援することを目的にベンチャー投資及び投資事業有限責任組合（ファンド）への出資を行っております。当該出資等が対象とする未公開企業は、市場環境の変化並びに開発能力、経営管理能力の不足等、将来性に対する不確定要素を抱えており、これら不確定要素の現出により期待した成果を上げることができず業績が低迷、悪化した場合には、これらの投資が回収できず、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(3) 固定資産の減損等に関するリスク

当社グループのエンターテインメント事業では、スマートデバイス向けゲームアプリの開発に係る人件費、外注費等を連結貸借対照表に資産として一部計上し、適正な年数に亘り減価償却を行っております。

しかし、ゲームタイトルによっては期待する成果が得られず、資産の収益性が低下して想定した期間内での投資額の回収が見込めなくなる事態が発生することがあります。その場合、当該資産の帳簿価額にその価値の下落を反映させる手続きとして、減損処理を行う可能性があります。この結果、当社グループの業績に影響を及ぼし、実績が期初に発表した業績予想と乖離する可能性があります。

(4) 組織体制に関するリスク

特定経営者への依存について

当社代表取締役社長は当社グループの創業者であり、また、技術者としての豊富な経験を有していることから、当社グループの設立以来成長を支え、経営戦略等多岐にわたり極めて重要な役割を果たしております。当社グループは、同氏に過度に依存しない経営体制の構築に努めておりますが、何らかの理由により、同氏が経営に参画できなくなった場合、当社グループの業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

人材の確保、育成について

当社グループにおいて、今後事業拡大や企業運営を円滑に遂行していく上で、優秀な人材を確保することが極めて重要であります。しかしながら、必要な人材を適時適切に確保できない場合、又は社内の有能な人材が流出した場合には、経常的な業務運営や事業展開に支障が生じ、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

内部管理体制について

当社グループは、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、事業規模の拡大に合わせて経営基盤の強化を継続的に進めていくとともに、より効率的且つ適正な経営を行う為の組織体制の強化を図るために組織再編・内部統制管理体制の整備・充実を推進していく方針であります。

しかし、事業の急速な拡大に対して、十分な内部統制管理体制の構築が追い付かない場合、当社グループの業績及び事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

コンピューターシステムや通信ネットワークについて

当社グループの事業は、モバイル端末やPC等のコンピューターシステムを結ぶ通信ネットワークにより、利用者にサービスを提供しております。システムの安定的な稼働を図るためにサーバーの分散化・定期的バックアップ・稼働状況の監視等により、システムトラブルの未然防止又は回避に努めております。しかしながら、不測の事故（社内外の人的要因によるものを含む）等により通信ネットワークの切断や支障が発生した場合には、当社グループの事業及び業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループの運営する各サイト等へのアクセスの急激な増加によるサーバーの過負荷や電力供給の停止等不測の様々な要因によって、システムが作動不能に陥った場合、サービスが停止する可能性があります。この結果、当社グループの業績及びサービスのブランドイメージに影響を及ぼす可能性があります。

(5) コンプライアンスに関するリスク

法的規制について

当社グループは運営事業領域に適用される法令を厳正に遵守し、特にインターネットを介した情報漏洩・情報の不正取得・ウイルス感染防止に関する取組みを強化しております。しかし、これらを防止するための新たな法的規制や業界の自主規制の状況や内容によっては、今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

また、社会情勢等により、新たな法規制の制定、法解釈の変更がなされ、将来において当社グループが提供するコンテンツやサービスが法的規制等の影響を受けることとなった場合、当社グループの業績及び企業イメージに影響を及ぼす可能性があります。

知的財産権について

当社グループは、運営サイト及びサービス名称等について積極的に商標登録の取得に努めるとともに、第三者の知的財産権を侵害しないよう十分な注意を払っております。また、当社グループが提供するサービスにおいて、当社グループが所有する知的財産権を第三者に使用許諾する場合や、第三者の所有する知的財産権の使用許諾を受ける場合があり、その場合は使用許諾契約の締結等による管理体制を強化しております。

しかしながら、知的財産権の範囲や契約条件の解釈の齟齬等により、認識外で第三者の知的財産権を侵害した場合、当社グループは第三者から知的財産権侵害の訴訟、使用差止請求等を受ける可能性があります。その結果、解決に多額の費用と時間がかかり、当社グループの業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

個人情報の管理について

当社グループは、提供するサービスやコンテンツの利用者の個人情報を取得する場合があります。個人情報の外部漏洩・改ざん等の防止のため、個人情報の取扱いに際し業務フローや権限体制を徹底し、「個人情報の保護に関する法律」に従い厳正な管理を行っております。

しかしながら、コンピューターウイルス、不正侵入や故意又は過失の事態により、個人情報の漏洩や不正使用等のトラブルが発生した場合、当社グループへの損害賠償請求や当社グループに対する信頼損失及び企業イメージの悪化等により、当社グループの業績や事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

サービスの安全性及び健全性について

当社グループが提供するコンテンツは、不特定多数の個人利用者が、利用者間において独自にコミュニケーションを取ることができます。当社グループは青少年保護、健全性維持・向上のため、利用規約において不適切な利用の禁止を明示し、モニタリングを常時行い、規約違反者に対しては、改善の要請や退会の措置を講じる等の対応を行うことで、サービスの安全性及び健全性の確保に努めております。

しかしながら、コンテンツ利用者が急速に拡大し、利用者のコンテンツ内における行為を完全に把握することが困難となり、利用者の不適切な行為に起因するトラブルが生じた場合には、利用規約の内容にかかわらず、当社グループが法的責任を問われる可能性があります。また、法的責任を問われない場合においても、コンテンツのブランドイメージの悪化等により当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

訴訟等について

当社グループは、法令遵守を基本としたコンプライアンスの推進により、法令違反等の防遏に努めております。しかしながら、当社グループの役員、従業員の法令違反等の有無にかかわらず、利用者、取引先、その他第三者との不測のトラブル、訴訟等の発生及び上記記的財産権、個人情報、サービスの安全性及び健全性についても訴訟のリスクがあるものと考えております。

かかる訴訟の内容及び結果によっては、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。また、多大な訴訟対応費用の発生や企業イメージの悪化により、当社グループの業績及び事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 新株予約権の行使による株式の希薄化に関するリスク

当社グループは長期的な企業価値向上のため、役員及び従業員に対しインセンティブとして新株予約権を付与しております。今後におきましても、優秀な役員及び従業員を確保するために、インセンティブとして新株予約権を付与する可能性があります。

また、開発拠点の新設費及び人件費を含む開発資金等、並びに既存及び新規ゲームアプリのグローバル展開に向けた広告宣伝費やM&A（企業買収等）資金に充当するため、2017年8月に第三者割当による行使価額修正条項付新株予約権の発行による資金調達を実施いたしました。

これら新株予約権が行使された場合、発行済株式総数が増加し、既存株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。

(7) 災害・紛争・事故等に関するリスク

地震、台風、津波等の自然災害、火災、停電、感染症の拡大、国際紛争等が発生した場合、当社グループの事業運営に深刻な影響を及ぼす可能性があります。

当社グループのサービス展開地域において大規模な自然災害等が発生した場合には、止むを得ずサービスの提供を一時的に停止する可能性があります。また設備の損壊や電力供給の制限等、事業継続に支障をきたす事象が発生した場合、各種災害や国際紛争等による物的・人的損害が甚大である場合には事業の継続自体が困難又は不可能となる可能性があります。このような事態が発生した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

経営成績

2019年7月期は、主にエンターテインメント事業における内外的要因により業績が振るわず、連結売上高が前期比で横ばい、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益については前期比で大幅に減少しました。

具体的には、当連結会計年度の売上高は37,151百万円（前連結会計年度比1.4%減）、営業利益は2,811百万円（前連結会計年度比40.2%減）、経常利益は2,809百万円（前連結会計年度比40.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,473百万円（前連結会計年度比55.4%減）となりました。

当連結会計年度におけるセグメント別の経営成績は次のとおりであります。

<エンターテインメント事業>

エンターテインメント事業では、自社で開発したスマートデバイス向けゲームアプリケーション（以下「ゲームアプリ」）をApple Inc.が運営するApp Store及びGoogle Inc.が運営するGoogle Play等の専用配信プラットフォームを通じて、世界中の人々に提供しております。ゲームアプリ自体は基本無料で提供し、ユーザーがゲームをより効率よく優位に進めるためのアイテムを購入することで、そのアイテム購入代金がゲームアプリとしての売上となります。

2019年7月期においては、引き続き既存ゲームアプリの効率的な運用を進めながら、2018年10月に新規ゲームアプリ「少女 歌劇 レヴュースタライト -Re LIVE-」をリリースいたしました。既存の主力ゲームアプリ「ヴァルキリーコネクト」や「ユニゾンリーグ」等が減衰し、全体として売上が減少する中、「少女 歌劇 レヴュースタライト -Re LIVE-」で既存ゲームアプリ全体の売上減少分を十分には補えず、エンターテインメント事業は前期比で減収減益となりました。

以上の結果、当連結会計年度におけるエンターテインメント事業の売上高は12,577百万円（前連結会計年度比22.2%減）、セグメント利益は1,532百万円（前連結会計年度比57.3%減）となりました。

<ライフスタイルサポート事業>

ライフスタイルサポート事業では、様々な事業領域において個人の利用者に向けてサービスを展開する事業者と提携し、「三方よし」のサービス理念のもと、人生のイベントや日常生活に密着した比較サイト・情報サイト等便利なウェブサービスを展開しております。個人の利用者へは基本無料でサービスを提供し、パートナー企業に当該利用者を見込客として紹介することに対する紹介手数料及び成約報酬が主な売上であります。

当セグメントでは、サブセグメントとして、引越し関連事業、自動車関連事業、プライダル関連事業、金融メディア事業、その他があります。

2019年7月期は各サブセグメントが好調に推移しました。既存事業の育成と周辺サービスの拡充に加え、新しい事業領域において複数の新規サービスへの先行投資を実施しました。

以上の結果、当連結会計年度におけるライフスタイルサポート事業の売上高は22,525百万円（前連結会計年度比18.8%増）、セグメント利益は3,137百万円（前連結会計年度比2.0%増）となり、過去最高の売上高・セグメント利益を達成いたしました。

<EC事業>

EC事業では、東海、関東、関西3カ所に物流倉庫を構え、国内外から仕入れた200種類以上の自転車を専属のプロ整備士により整備を行い完全組立自転車としてオンラインで販売、自宅までお届けする独自性の高い自転車専門通販サイトを展開しております。

当セグメントにおける主な売上は自転車の販売代金であります。

自転車専門通販サイト「cyma-サイマ-」は引き続きフルフィルメント（注）を強化しながら、運営の最適化に向けた体制整備を優先した結果、前期比で減収となったものの、事業の課題の明確化及び今後のアプローチ方法を具体化できた一年となりました。

（注）フルフィルメントとは、ネット通販における受注管理、在庫管理、ピッキング、商品仕分け・梱包、発送、代金請求・決済処理等、通販ビジネスで最も重要なコアプロセスを指します。また、苦情処理・問い合わせ対応、返品・交換対応等のカスタマーサポートや顧客データ管理等の周辺業務も含まれます。

以上の結果、当連結会計年度におけるEC事業の売上高は2,048百万円（前連結会計年度比19.7%減）、セグメント損失は210百万円（前連結会計年度は211百万円の損失）となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ729百万円増加し、当連結会計年度末には6,713百万円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において営業活動の結果得られた資金は、3,318百万円（前連結会計年度比529百万円の増加）となりました。これは主に、法人税等の支払額1,429百万円があったものの、税金等調整前当期純利益2,354百万円、減価償却費620百万円及び売上債権の減少額624百万円等の影響によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において投資活動の結果使用した資金は、1,766百万円（前連結会計年度比490百万円減少）となりました。これは主に、投資有価証券の取得による支出1,100百万円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において財務活動の結果使用した資金は、816百万円（前連結会計年度は444百万円の収入）となりました。これは主に、配当金の支払額632百万円によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

該当事項はありません。

b. 受注実績

当連結会計年度における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(百万円)	前年同期比(%)	受注残高(百万円)	前年同期比(%)
エンターテインメント事業	0	14.5	-	-
ライフスタイルサポート事業	-	-	-	-
EC事業	-	-	-	-
合計	0	14.5	-	-

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

c. 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同期比(%)
エンターテインメント事業	12,577	77.8
ライフスタイルサポート事業	22,525	118.8
EC事業	2,048	80.3
合計	37,151	98.6

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 前連結会計年度及び当連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	販売高(百万円)	割合(%)	販売高(百万円)	割合(%)
Apple Inc.	7,637	20.3	5,967	16.1
Google Inc.	7,632	20.3	5,984	16.1

3. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。なお、この連結財務諸表の作成には、資産・負債及び収益・費用に影響を与える見積りを必要とする箇所がございます。これらの見積りにつきましては、経営者が過去の実績や取引状況を勘案し、会計基準の範囲内で且つ合理的に判断しておりますが、見積りには不確実性が伴うため、実際の結果と異なる可能性があることにご留意ください。

財政状態の分析

a. 資産

当連結会計年度末における総資産は17,273百万円となり、前連結会計年度末に比べ570百万円増加いたしました。これは主に投資有価証券の増加858百万円によるものであります。

b. 負債

当連結会計年度末における負債は4,761百万円となり、前連結会計年度末に比べ286百万円減少いたしました。これは主に、未払法人税等の減少245百万円によるものであります。

c. 純資産

当連結会計年度末における純資産は12,511百万円となり、前連結会計年度末に比べ856百万円増加いたしました。これは主に、利益剰余金の増加840百万円によるものであります。

経営成績の分析

a. 売上高

当連結会計年度における売上高は37,151百万円（前連結会計年度比1.4%減）となりました。

エンターテインメント事業では、既存のゲームタイトルの減衰による売上減少分を新規ゲームで十分に補えず、売上高は12,577百万円（前連結会計年度比22.2%減）となりました。

ライフスタイルサポート事業では、各サブセグメント好調に推移し、既存事業の育成と周辺サービスの拡充できたことで売上高は22,525百万円（前連結会計年度比18.8%増）となりました。

EC事業では、運営の最適化に向けた体制整備を優先した結果、売上高は2,048百万円（前連結会計年度比19.7%減）となりました。

b. 売上原価

当連結会計年度における売上原価は、エンターテインメント事業の外注費の増加等により、7,518百万円（前連結会計年度比8.0%増）となりました。

c. 販売費及び一般管理費

当連結会計年度における販売費及び一般管理費は、ライフスタイルサポート事業の広告宣伝費の増加等により、26,820百万円（前連結会計年度比3.1%増）となりました。

d. 営業利益

当連結会計年度における営業利益は、主にエンターテインメント事業における内外的要因による業績の不振から、2,811百万円（前連結会計年度比40.2%減）となりました。

e. 経常利益

当連結会計年度における経常利益は、営業外取引として、投資事業組合運用損及び為替差損の影響があったものの、受取手数料及び助成金収入があったことにより、2,809百万円（前連結会計年度比40.6%減）となりました。

f. 親会社株主に帰属する当期純利益

親会社株主に帰属する当期純利益は、法人税、住民税及び事業税の支払等により、1,473百万円（前連結会計年度比55.4%減）となりました。

資本の財源及び資金の流動性についての分析

a. キャッシュフロー

当連結会計年度のキャッシュ・フローの概況につきましては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1)経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

b. 資金需要

当社グループの資金需要のうち主なものは、通常の運転資金のほか、オフィス及びIT関連の設備に関する投資資金であります。

c. 財務政策

当社グループは、運転資金につきましては、自己資金で対応することを原則としておりますが、金利動向や負債と資本のバランスに配慮しつつ、必要に応じて金融機関からの借入を実施しております。

資金の流動性については、グループ間の資金管理契約によりグループ各社における余剰資金の有効活用に努めるとともに、さらに金融機関との間で当座貸越契約を締結する等により、急な資金需要不足の事態にも備えております。

なお、当連結会計年度末において借入金の残高はありません。また、現金及び預金6,713百万円を保有しており、必要な資金は確保されていると認識しております。

経営者の問題認識と今後の方針について

経営者の問題認識と今後の方針につきましては、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

4 【経営上の重要な契約等】

スマートフォン・タブレット端末向けアプリプラットフォーム運営事業者との契約

契約会社名	相手方の名称	契約の名称	契約内容	契約期間
株式会社エイチーム	Apple Inc.	Developer Advertising Services Agreement	iOS搭載端末向けアプリケーションの配信及び販売に関する契約	契約期間は定められておりません。
株式会社エイチーム	Google Inc.	Terms of Service	Android搭載端末向けアプリケーションの配信及び販売に関する契約	契約期間は定められておりません。

5 【研究開発活動】

当社は、日々技術革新を続ける、インターネットやスマートデバイス（スマートフォン及びタブレット端末）に対し、確実に技術適応し、市場のニーズにすばやく対応していくため、各事業において研究開発に取り組んでおります。

当連結会計年度における研究開発費の総額は215百万円であります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度における設備投資の総額は368百万円となりました。設備投資の主な内容は開発・営業拠点の増床・拡張移転によるものであります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2019年7月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (名)
			建物 (百万円)	工具、器具 及び備品 (百万円)	ソフト ウェア (百万円)	合計 (百万円)	
本社 (名古屋市中村区)	-	開発設備 本社 事務所	576	231	64	872	351 (17)
東京オフィス (東京都港区)	エンターテインメント 事業	開発設備	43	13	-	56	34 (2)
大阪オフィス (大阪市北区)	エンターテインメント 事業	開発設備	98	54	0	153	52 (3)
福岡オフィス (福岡市博多区)	エンターテインメント 事業	開発設備	50	27	-	77	17 (-)

- (注) 1. 金額には消費税等を含めておりません。
2. 上記事務所すべては賃借物件であります。
3. 上記ソフトウェアの帳簿価額にはゲーム・デジタルコンテンツ制作費を含めておりません。
4. 従業員数は当社から他社への出向者を除く就業人員であり、臨時雇用者数(派遣社員及びパートタイマーを含みます。)は、()内に年間の平均人数(1日8時間換算)を外数で記載しております。

(2) 国内子会社

2019年7月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額				従業員数 (名)
				建物 (百万円)	工具、器具 及び備品 (百万円)	ソフト ウェア (百万円)	合計 (百万円)	
株式会社 エイチーム プライズ	ウエディング デスク11店舗	ライフスタイル サポート事業	事務所	124	25	-	150	68 (-)
株式会社 エイチーム コネクト	本社事務所 (名古屋市中西区)	ライフスタイル サポート事業	本社 事務所	31	4	1	38	81 (11)

- (注) 1. 金額には消費税等を含めておりません。
2. 上記事務所すべては賃借物件であります。
3. 従業員数は子会社への出向者を含む就業人員であり、臨時雇用者数(派遣社員及びパートタイマーを含みます。)は、()内に年間の平均人数(1日8時間換算)を外数で記載しております。

(3) 在外子会社

該当事項はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	32,100,000
計	32,100,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2019年7月31日)	提出日現在発行数 (株) (2019年10月25日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	19,756,200	19,756,200	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社の標準となる株式であります。また、単元株式数は100株であります。
計	19,756,200	19,756,200	-	-

(注) 提出日現在の発行数には、2019年10月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストック・オプション制度の内容】

会社法第236条、第238条及び第239条に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

a. 第4回新株予約権

2011年10月27日定時株主総会決議、2011年10月27日取締役会決議により付与した新株予約権

決議年月日	2011年10月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 112
新株予約権の数(個)	55
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 33,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	105(注)2
新株予約権の行使期間	自 2013年11月16日 至 2020年11月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 105 資本組入額 52.5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2019年7月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2019年9月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により対象株式数を調整し、新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消滅していない新株予約権の総数を乗じた数とする。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式の分割・併合の比率

当社が資本の減少、合併又は会社分割等を行う場合は、本新株予約権のうち行使されていないものについては、当社は合理的な範囲で適切に対象株式数を調整し、新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消滅していない新株予約権の総数を乗じた数とする。

2. 当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式の処分を行う場合(当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換又は行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者が当社の役員及び従業員並びに当社関係会社の役職員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等正当な理由のある場合はこの限りではない。その他取締役会の認める正当な事由のある場合はこの限りではない。

この他の条件は、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。

新株予約権者が当社に本新株予約権を放棄する旨書類で申し出た場合には、放棄した日をもって以後何人も当該新株予約権を行使できない。

4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

新株予約権者が権利行使をする前に、行使条件に該当しなくなったため本新株予約権を行使できない場合、当社は、取締役会が別途定める日に当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、新株予約権者が「新株予約権割当契約書」の条項に違反した場合、取締役会が別途定める日に無償で新株予約権を取得することができる。

当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

ア 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

イ 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案

ウ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

その他の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

b. 第5回新株予約権

2013年7月12日取締役会決議により付与した新株予約権

決議年月日	2013年7月12日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 15 当社子会社の従業員 4
新株予約権の数(個)	345
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 69,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,965(注)2
新株予約権の行使期間	自 2015年7月31日 至 2022年7月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,965 資本組入額 982.5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2019年7月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2019年9月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち行使されていないものについては、次の算式により対象株式数を調整し、新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消滅していない新株予約権の総数を乗じた数とする。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式の分割・併合の比率}$$

当社が資本の減少、合併又は会社分割等を行う場合は、本新株予約権のうち行使されていないものについては、当社は合理的な範囲で適切に対象株式数を調整し、新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消滅していない新株予約権の総数を乗じた数とする。

2. 当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式の処分を行う場合(当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換又は行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者が当社の役員及び従業員並びに当社関係会社の役職員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等正当な理由のある場合はこの限りではない。その他取締役会の認める正当な事由のある場合はこの限りではない。

この他の条件は、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。

新株予約権者が当社に本新株予約権を放棄する旨書類で申し出た場合には、放棄した日をもって以後何人も当該新株予約権を行使できない。

4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

新株予約権者が権利行使をする前に、行使条件に該当しなくなったため本新株予約権を行使できない場合、当社は、取締役会が別途定める日に当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、新株予約権者が「新株予約権割当契約書」の条項に違反した場合、取締役会が別途定める日に無償で新株予約権を取得することができる。

当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

ア 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

イ 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案

ウ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

その他の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第7回新株予約権	第8回新株予約権
決議年月日	2017年8月8日	
新株予約権の数(個)	5,000(注)2	8,000(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 500,000 (注)2、3、4	普通株式 800,000 (注)2、3、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	当初行使価額 5,000 (注)2、5	当初行使価額 7,500 (注)2、5
新株予約権の行使期間	自 2017年8月28日 至 2020年8月27日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、当該行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、当該行使請求に係る本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、当該行使請求に係る交付株式数で除した額とする。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>	
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。	
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社は、当社が組織再編成行為につき当社株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した場合、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日(但し、当該組織再編成行為の効力発生日より前の日でなければならない。)に、本新株予約権1個当たり362円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。</p>	<p>当社は、当社が組織再編成行為につき当社株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した場合、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日(但し、当該組織再編成行為の効力発生日より前の日でなければならない。)に、本新株予約権1個当たり171円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。</p>

当事業年度の末日(2019年7月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2019年9月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権等である。

2. 当該行使価額修正条項付新株予約権の特質

- (a) 本件新株予約権の目的である株式の総数は、1,300,000株（第7回新株予約権500,000株、第8回新株予約権800,000株の合計）、本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。但し、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (b) 本件新株予約権の行使価額の修正基準：本件新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）に、修正日の直前取引日（同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいい、以下「算定基準日」という。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の92%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げる。以下「修正後行使価額」という。）に修正される。但し、各回の本新株予約権について、修正後行使価額が各回の本新株予約権の下限行使価額を下回ることとなる場合には修正後行使価額は下限行使価額とする。
- (c) 行使価額の修正頻度：行使の際に上記(b)に記載の条件に該当する都度、修正される。
- (d) 行使価額の下限：本件新株予約権の下限行使価額は、第7回新株予約権が5,000円、第8回新株予約権が7,500円である。
- (e) 交付株式数の上限：本新株予約権の目的となる株式の総数は、1,300,000株（当事業年度末現在の発行済株式総数に対する割合は6.58%）、交付株式数は100株とする。
- (f) 本件新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限（それぞれ上記(d)に記載の行使価額の下限にて本件新株予約権が全て行使された場合の資金調達額）：8,500,000,000円（但し、本件新株予約権は行使されない可能性がある。）
- (g) 本件新株予約権には、当社の決定により本件新株予約権の全部の取得を可能とする条項が設けられている。（詳細は、(注) 6「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照。）
- (h) 株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達の額は増加又は減少する。

3. 新株予約権の目的となる普通株式の内容は「(1) 株式の総数等 発行済株式」の内容と同一である。

4. 新株予約権の目的となる株式の数

- (a) 本新株予約権の目的となる株式の総数は、1,300,000株とする。但し、下記(b)乃至(d)により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (b) 当社が(注) 5「新株予約権の行使時の払込金額」(c)の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、(注) 5「新株予約権の行使時の払込金額」(c)に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

- (c) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る(注) 5「新株予約権の行使時の払込金額」(c)(2)、(5)及び(6)による行使価額の調整に関し、それぞれで定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (d) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面により、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を通知する。但し、(注) 5「新株予約権の行使時の払込金額」(c)(2)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

5. 新株予約権の行使時の払込金額

- (a) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、下記(2)に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、第7回新株予約権については当初5,000円、第8回新株予約権については当初7,500円とする。但し、行使価額は下記(b)又は(c)に従い、修正又は調整される。

(b)行使価額の修正

行使価額は、修正日に、算定基準日の東京証券取引所における修正後行使価額に修正される。なお、修正後行使価額の算出において、算定基準日に下記(c)記載の行使価額の調整事由が生じた場合は、当該算定基準日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されるものとする。但し、修正後行使価額が第7回新株予約権については5,000円、第8回新株予約権については7,500円（以下「下限行使価額」といい、下記(c)の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には修正後行使価額は下限行使価額とする。

(c)行使価額の調整

- (1)当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記(2)に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数}}{\text{時価}} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

- (2)行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

下記(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

下記(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員若しくは従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記(4)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記乃至の場合において、基準日が設定され、且つ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記乃至にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3)行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4)行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記(2)の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

上記(2)乃至に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後行使価額は、上記(2)の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

- (5) 上記(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 上記(2)の規定にかかわらず、上記(2)に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が上記(b)に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。

- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面により、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を通知する。但し、上記(2)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

6. 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件

- (a) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりの価額（第7回新株予約権1個当たり362円、第8回新株予約権1個当たり171円）で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得することができる。
- (b) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日（但し、当該組織再編行為の効力発生日より前の日でなければならない。）に、本新株予約権1個当たりの価額（第7回新株予約権1個当たり362円、第8回新株予約権1個当たり171円）で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- (c) 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に本新株予約権1個当たりの価額（第7回新株予約権1個当たり362円、第8回新株予約権1個当たり171円）で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

7. 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

本新株予約権に係る買取契約（以下「本新株予約権買取契約」という。）及びコミットメント契約を締結した。

- (a) 当社は、取締役会決議による委任を受けた当社代表取締役社長の決定により、保有者に対し、何度でも、行使要請通知を行うことができ、且つ、その権利行使を要請する本新株予約権（以下「行使要請新株予約権」という。）の回号及び個数（以下「行使要請個数」という。）を指定するものとする。この行使要請通知を行った場合には、当該行使要請通知日に、当該行使要請通知を行ったこと並びに当該行使要請通知に係る行使要請新株予約権の回号及び行使要請個数について開示するものとする。行使要請通知を行うことができる日は、2017年8月28日乃至2020年7月27日の期間内の取引日であり、当社株式の取引所における普通取引の終値（気配表示を含む。）が、行使要請通知日に有効な行使要請新株予約権の下限行使価額の120%を上回っている日とする。但し、当社及び保有者が別途合意しない限り、当社は、当社が保有者に対して行った本新株予約権のいずれかの回号に関し行われた直前の行使要請通知に係る行使要請期間の末日（同日を含む。）の翌取引日に始まる20連続取引日の期間は、新たな行使要請通知を行うことはできないものとする。

- (b) 1回の行使要請通知において指定する行使要請個数は、以下の2つの数のうち少ない方の数を上限とする。
但し、当該行使要請通知を発する日まで(同日を含む。)の60連続取引日において、当社株式に係る株式併合のための基準日が含まれている場合又は当社株式に係る株式分割の効力発生日が含まれている場合には、当該株式併合又は当該株式分割を勘案して調整するものとする。
- (1) 当該行使要請通知を行う日の直前取引日まで(同日を含む。)の、20連続取引日の毎日の取引所における当社株式の普通取引の出来高の中央値(但し、そのような中央値が存在しない場合には、中央値を挟む2つの出来高の単純平均値をもって中央値とみなすものとする。)に、2を乗じ、割当株式数で除し、小数点未満を切り下げた数
- (2) 当該行使要請通知を行う日の直前取引日まで(同日を含む。)の、60連続取引日の毎日の取引所における当社株式の普通取引の出来高の中央値(但し、そのような中央値が存在しない場合には、中央値を挟む2つの出来高の単純平均値をもって中央値とみなすものとする。)に、2を乗じ、割当株式数で除し、小数点未満を切り下げた数
- (c) 上記(a)及び(b)にかかわらず、当社の保有者に対する行使要請通知に関して、以下のいずれかの事由が発生した場合は、当該事由が発生した時点において、保有者の行使義務の効力は消滅した上、当該行使要請通知に関する限りにおいて、かかる義務は復活しないものとする。
- (1) 当該行使要請通知に係る行使要請期間中において、取引所における甲株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)が行使要請新株予約権の下限行使価額を下回った場合。但し、行使要請新株予約権の行使価額は(注)5(c)の規定を準用して調整されるものとする。
- (2) 当該行使要請通知に係る行使要請期間中のいずれかの取引日において、当社株式の株価が取引所が定める呼値の制限値幅に関する規則に定められた、当該取引日における値幅の上限に達し又は下限に達した場合。
- (3) 当該行使要請通知に係る行使要請期間中において、当社株式に対して、取引所が定める業務規程第29条に定められた、売買の停止がなされた場合。
- (4) 当該行使要請通知に係る行使要請期間中に、行使要請新株予約権に対して、取得請求通知が行われ、且つ、甲がこれを受領した場合。
- (5) 行使義務の履行に重大な影響を与える国内外の金融、為替、政治、経済上の変動が発生した場合。
- (6) 行使義務が履行不能又は履行困難となる不可抗力とみなされる事態が発生した場合。
- (d) 当社は、取締役会決議による委任を受けた当社代表取締役社長の決定により、保有者に対し、何度でも、行使禁止通知を行うことができ、且つ、その権利行使を禁止する本新株予約権の回号及び当該行使禁止通知に係る本新株予約権(以下「行使禁止新株予約権」という。)について行使禁止期間を指定するものとする。この行使禁止通知を行った場合には、当該行使禁止通知日に、当該行使禁止通知を行ったこと並びに当該行使禁止通知に係る行使禁止新株予約権の回号及び行使禁止個数について開示するものとする。行使禁止期間の開始日は、2017年8月28日以降の日とし、行使禁止期間の終了日は、2020年7月29日以前の日とする。但し、上記(a)の行使要請通知を行った場合には、当該行使要請期間中は、当該行使要請通知に基づき保有者が行使しなければならない行使要請新株予約権の全部又は一部の行使を妨げることとなるような行使禁止通知を行うことはできない。なお、保有者による行使禁止通知の受領後も、取締役会決議による委任を受けた当社代表取締役社長の決定を経た上で、当該通知を撤回し、取り消し、又は変更することができるものとする。
- (e) 保有者は、当社に対し、取得請求通知を行うことができ、且つ乙が甲に請求する新株予約権の回号を指定するものとする。取得請求通知を行うことができる日は、2018年8月28日以降のいずれかの取引日における当社株式の普通取引の終値が本新株予約権の下限行使価額を下回った場合において、当該取引日以降の取引日、もしくは、2020年7月27日乃至2020年8月6日までの期間内の取引日とする。なお、当社による取得請求通知の受領後は、その事由の如何を問わず、当該通知を取り消し、又は変更することはできない。

8. 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

当社は、割当予定先より本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておらず、取得した当社株式については速やかに売却する予定である旨の報告を口頭で受けております。

9. その他投資者の保護を図るため必要な事項

保有者は、当社の取締役会の承認がない限り、本新株予約権を第三者に譲渡することはできない。但し、保有者が、当社の普通株式(本新株予約権の権利行使により取得したものを含む。)を第三者に譲渡することは妨げられない。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減 額(百万円)	資本準備金残高 (百万円)
2014年8月1日～ 2015年4月30日 (注)1	17,400	9,692,000	1	532	1	506
2015年5月1日 (注)2	9,692,000	19,384,000	-	532	-	506
2015年5月1日～ 2016年7月31日 (注)1	66,000	19,450,000	2	535	2	508
2016年8月1日～ 2017年7月31日 (注)1	19,800	19,469,800	0	535	0	509
2017年8月1日～ 2018年7月31日 (注)1	268,400	19,738,200	299	835	299	809
2018年8月1日～ 2019年7月31日 (注)1	18,000	19,756,200	0	836	0	810

(注)1.ストック・オプションとしての新株予約権の権利行使
2.株式分割 1:2

(5) 【所有者別状況】

2019年7月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							計	単元未満 株式の状 況(株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その 他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	23	28	58	138	18	8,605	8,870	-
所有株式数 (単元)	-	18,717	3,459	58,042	30,493	80	86,709	197,500	6,200
所有株式数の割合 (%)	-	9.48	1.75	29.39	15.44	0.04	43.90	100.00	-

(注) 自己株式35,562株は、「個人その他」に355単元、「単元未満株式の状況」に62株含まれております。

(6)【大株主の状況】

2019年7月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社林家族	愛知県名古屋市西区牛島町6番1号	5,600	28.4
林 高生	岐阜県土岐市	706	3.6
牧野 隆広	愛知県名古屋市東区	585	3.0
エイチーム従業員持株会	愛知県名古屋市中村区名駅三丁目28番12号	525	2.7
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	311	1.6
MSCO CUSTOMER SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレーMUF証券株式会社)	1585 Broadway New York, New York 10036, U.S.A. (東京都千代田区大手町一丁目9番7号 大手町フィナンシャルシティ サウスタワー)	300	1.5
NOMURA SECURITIES INTERNATIONAL INC A/C PRIME (常任代理人 野村證券株式会社)	80 STATE STREET, ALBANY, NEW YORK, NY 12207, U.S.A. (東京都中央区日本橋一丁目9番1号)	275	1.4
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	265	1.4
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	231	1.2
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	230	1.2
計	-	9,031	45.8

(注)1. 上記の他、自己株式が35,562株あります。なお、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口)及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口)が所有する当社株式193,200株は、当該自己株式に含めておりません。

2. 2019年7月4日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びその共同保有者である日興アセットマネジメント株式会社が2019年6月28日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年7月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝公園一丁目1番1号	488,900	2.48
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	132,200	0.67

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

2019年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 35,500	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 19,714,500	197,145	権利内容に何ら限定のない当社の標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 6,200	-	-
発行済株式総数	19,756,200	-	-
総株主の議決権	-	197,145	-

(注) 1. 「単元未満株式」の普通株式には、当社所有の自己株式62株が含まれております。

2. 「完全議決権株式(その他)」の普通株式には、「株式付与ESOP信託」及び「役員報酬BIP信託」の信託財産として所有する当社株式193,200株を含めております。

【自己株式等】

2019年7月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社エイチーム	愛知県名古屋市中村区名駅 三丁目28番12号	35,500	-	35,500	0.18
計	-	35,500	-	35,500	0.18

(注) 「株式付与ESOP信託」及び「役員報酬BIP信託」の信託財産として保有する当社株式193,200株は、上記自己株式には含めておりません。

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

株式付与ESOP信託の導入

A) 株式付与ESOP信託の概要

当社は、2015年9月11日開催の取締役会決議により、当社及び当社の子会社の従業員（以下「従業員」といいます。）を対象としたインセンティブ・プラン「株式付与ESOP信託」を導入しております。

本制度では、株式付与ESOP（Employee Stock Ownership Plan）信託（以下「ESOP信託」といいます。）と称される仕組みを採用します。ESOP信託とは、米国のESOP制度を参考にした従業員インセンティブ・プランであり、ESOP信託が取得した当社株式を人事考課等に応じて在職時に従業員に交付するものです。なお、当該信託が取得する当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。

ESOP信託の導入により、従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を収受することができるため、株価を意識した従業員の業務遂行を促すとともに、従業員の勤労意欲を高める効果が期待できます。また、ESOP信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使は、受益者候補である従業員の意思が反映される仕組みであり、従業員の経営参画を促す企業価値向上プランとして有効です。

B) 従業員等に取得させる予定の株式の総数

210,000株

C) 当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

株式交付規定に基づき、一定の要件を充足する当社及び当社の子会社の従業員

役員向け株式報酬制度の導入

A) 役員向け株式報酬制度の概要

当社は、2015年10月30日開催の定時株主総会決議により、当社の取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く。以下、同じ。）を対象とした、株式報酬制度を導入しております。また、同時に、当社子会社の取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く。以下、同じ。当社の取締役と併せて、以下「対象取締役」といいます。）についても同様に、当該株式報酬制度を導入しております。

本制度では、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託（以下「BIP信託」といいます。）と称される仕組みを採用します。BIP信託とは、米国の業績連動型株式報酬（Performance Share）制度及び譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度を参考にした役員に対するインセンティブ・プランであり、BIP信託が取得した当社株式を役員及び業績達成度等に応じて、原則として在任中に交付するものです。

B) 対象取締役に取得させる予定の株式の総数

67,500株

C) 当該役員向け株式報酬制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

株式交付規定に基づき、一定の要件を充足する対象取締役

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	35,562	-	35,562 (注)	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2019年10月1日からこの有価証券報告書提出日までの買取りによる株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社グループは財務基盤を強固にすること、持続的な成長に向けて新たな事業の創出に向けた先行投資を進めながら事業ポートフォリオの強化を図っていくことが重要であると考えております。同時に、株主の皆様への利益還元も重要であると考えており、継続的且つ安定的な株主還元を実施することを配当方針としております。

当該方針に基づき、当連結会計年度におきましては、業績等を総合的に判断した結果、期末配当を1株当たり16.0円といたしました。次期(2020年7月期)の配当につきましては、引き続き安定的な株主還元を実施することを方針として、1株当たり16.0円の期末配当を想定しております。

内部留保資金につきましては、今後も持続的な成長並びに中長期的な企業価値の向上を目指し、既存サービスの強化及び新規サービスの拡充による事業ポートフォリオの強化のための投資、優秀な人材の確保と育成、コーポレートブランドの向上等を含むグループ経営体制の強化等に向けた投資等を行っていくことに加え、今後の様々な経営環境の変化にも機動的に対応するために、有効に活用してまいりたいと考えております。

当社は、会社法第459条第1項各号に定める事項による配当については、取締役会にて決定できる旨を定款に定めております。また、会社法第454条第5項に定める中間配当を行うことができる旨を定款で定めており、その決定機関は取締役会であります。

なお、基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2019年9月13日取締役会	315	16.00

(注) 配当金の総額には、「株式付与ESOP信託」及び「役員報酬BIP信託」が保有する当社株式に対する配当金が含まれております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

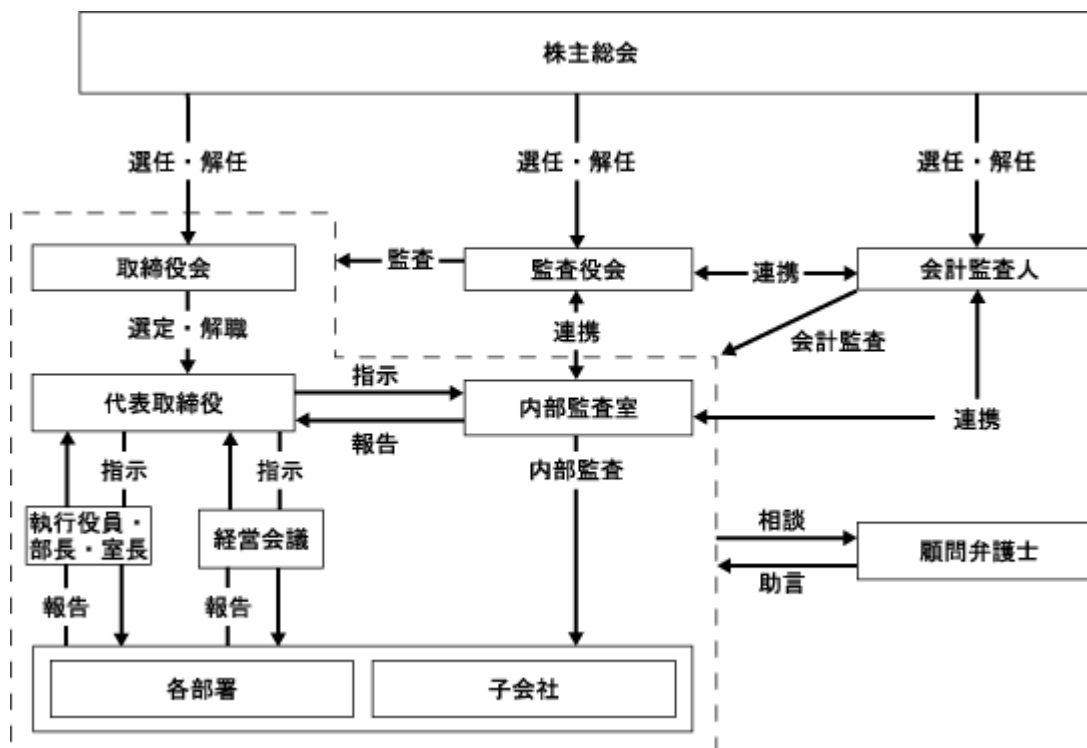
(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、「みんなで幸せになれる会社にする事」「今から100年続く会社にする事」を経営理念に掲げ、企業価値の向上に取り組んでおり、永続的な企業価値の最大化を実現する上で、コーポレートガバナンスの徹底を重要な経営課題として位置付けております。当社グループは、従業員、顧客、取引先、株主、地域社会等あらゆるステークホルダーの立場と利益を尊重し、法令・倫理の遵守を日々の活動の根幹に据え、社会的責任の遂行に努めております。

2) 企業統治の体制の概要とその体制を採用する理由

業務の意思決定・執行及び監査について、コンプライアンスの徹底、リスク管理及び内部統制の向上を図るため以下の体制を採用しております。



(A) 取締役会

当社は取締役会設置会社であります。取締役会は、代表取締役社長 林高生が議長を務めております。その他の構成員は、取締役 中内之公、取締役 熊澤博之、取締役 間瀬文雄、社外取締役 加藤淳也、社外取締役 臼井興胤の取締役6名（うち社外取締役2名、本書提出日現在）で構成されており、監査役出席の下、経営上の意思決定、業務執行状況の監督、その他法令で定められた事項及び重要事項の決定を行っております。当社では原則として定時取締役会を月1回開催し、取締役会においては業績の状況、その他の業務上の報告を行い情報の共有を図るとともに、必要に応じて、臨時取締役会を開催しており、監査役からは必要に応じて意見及び指摘を受けております。

(B) 監査役会

当社は監査役会設置会社であります。監査役会は、常務監査役 有藤速利が議長を務めており、その他の構成員は、社外監査役 山田一雄、社外監査役 田嶋好博の監査役3名（うち社外監査役2名、本書提出日現在）で構成されております。原則として監査役会を月1回開催し、監査の方針、監査計画及び職務の分担等を定め、各監査役はそれらに従い、取締役の職務執行、当社各部門および子会社の現場の監査を行っております。

(C) 経営会議

当社の経営会議は、代表取締役社長 林高生が議長を務めており、その他の構成員は、取締役 中内之公、取締役 熊澤博之、取締役 間瀬文雄、社外取締役 加藤淳也、執行役員 望月一宏、執行役員 大崎恵理子、執行役員 林和樹、執行役員 光岡昭典、執行役員 山根裕美子、執行役員 岩切邦雄、子会社社長 海野弘成、人事部長の13名で構成されております。経営会議は原則として月2回開催し、各事業の進捗状況の報告、リスクの認識及び対策についての検討、業務に関する協議を行っており、これらは必要に応じて取締役会に報告される体制となっております。

3)内部統制システムの整備状況

(A) 内部統制システムの整備の状況

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針として、内部統制システム整備の基本方針を定めております。この方針は、2008年2月15日に取締役会にて制定し、以降は適宜リスク管理体制について見直しを行っております。

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a) 当社は、全役職員が、法令や定款、社会規範及び社内規程を遵守した行動をとるための行動規範を定めるとともに、コンプライアンスの基本や業務上必須な情報管理等に関する継続的な教育・普及活動を行っております。
- b) 全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無について、内部監査室が監査を行っております。
- c) コンプライアンス違反の疑いがある行為に関する通報体制を整備するとともに、通報者の秘密管理性を確保し、通報者が不利益を被らないよう厳格な措置を講じております。
- d) コンプライアンス違反が発生した場合は、代表取締役社長が自ら問題解決にあたり、原因追求、再発防止に努めるとともに、責任を明確にした上で、厳正な処分を行うこととしております。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」及び「機密管理規程」等の社内規程に基づき、文書又は電磁的記録により適切に保存及び管理を行っております。

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a) 損失の危険（リスク）については、「リスク管理規程」及び「危機管理規程」に基づく対応によって、リスクの発生に関する未然防止や危機拡大の防止に努めております。
- b) リスク管理に関する各主管部署の活動状況は、必要に応じて取締役会に報告されるとともに、リスク管理体制の有効性について、内部監査室が監査を行っております。
- c) 当社は、業務遂行に関する連絡、報告の場として毎週1回社員全員によるミーティングを行い、情報の共有化と意思統一を図っております。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会を毎月1回開催し、さらに必要に応じて臨時取締役会を開催しております。
- b) 取締役会は、取締役、使用人が共有する全社的な目標や規定等を定め、この浸透を図っております。
- c) 各取締役は、「職務分掌規程」に基づき業務執行を委任された事項について、必要な決定を行うとともに業務上の必要な権能を直接的に又は間接的に行使しております。

当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a) 当社は、当社グループにおける経営の健全性及び効率性の向上を図るため、各子会社に対して、取締役及び監査役等を必要に応じて派遣するとともに、経営の各項目について、当社の各主幹部署が子会社と事業運営に関する重要な事項について情報交換及び協議、指導を行っております。
- b) 当社内部監査室は業務の適正性に関する子会社の監査を行っております。
- c) 当社は、当社グループにおける業務の適正化及び効率化の観点から、業務プロセスの改善及び標準化に努めております。

子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、当社グループにおける経営の健全性の向上及び業務の適正の確保のため、「関係会社管理規程」に基づき、子会社より財務状況等、事業運営に関する重要な事項について当社取締役会にて報告を受け、承認を得ることとしております。また、原則月2回開催される当社並びに当社グループの取締役を含む経営幹部が参加する経営会議においても子会社より適切な報告を受けております。

子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a) 「関係会社管理規程」等の社内規程において、子会社が事業の継続・発展を実現するためにリスクを管理する体制を自ら構築する責任を負うことを定めております。
- b) 子会社に対し、当社グループの事業の目的・目標の達成を阻害するリスク事象全般について、当社への報告体制を構築しております。

子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

関係会社管理規程等の社内規程を整備し、子会社の管理、組織、権限及び規程等に関する事項について定めております。

子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a) 子会社の取締役・監査役が職務執行に係る監督・監査義務を適切に果たすよう、当社管理部がリスクマネジメント及びコンプライアンスに関する研修を適宜実施しております。
- b) 内部通報窓口を管理部、内部監査室、外部顧問弁護士に設置し、問題の早期発見・未然防止を図っております。

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

- a) 当社は、監査役の実効性を高め、且つ監査機能が円滑に遂行されるため、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、補助するための使用人を置くこととしております。これらの使用人は、取締役会が監査役と協議し、監査業務に必要な、適正な知識、能力を有する者の中から選出することとしております。
- b) これら使用人は、他役職を兼務することを妨げないが、監査役より専任すべきとの要請を受けた場合には、当社は誠意をもって対処することとしております。

前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- a) 使用人は、監査役より補助の要請を受けた場合、その要請に関して取締役及び他の使用人等の指揮命令を受けず、専ら監査役の指揮命令に従わなければならないことを定めております。
- b) 当該使用人の任命、人事異動、懲戒及び人事評価については、予め常勤監査役の同意を必要とし、取締役からの独立性が確保できる体制としております。

取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- a) 監査役が必要に応じて取締役等に問題提起できるよう、監査役は、取締役会に出席して意見を述べることができることとしております。
- b) 監査役には稟議書その他重要書類が回付され、要請があれば直ちに関係書類・資料等を提出することとしております。
- c) 取締役は、自己の職務執行過程において当社に著しい損害を及ぼす恐れがあるときは、これを直ちに監査役に報告することとしております。
- d) 監査役は、事業又は業績に影響を与える重要な事項の報告を取締役及びその使用人に対し直接求めることができることとしております。

子会社の職務の執行に係る者又はこれらの者から報告を受けた者が会社の監査役に報告をするための体制

- a) 子会社の取締役等及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うこととしております。
- b) 子会社の取締役等及び使用人は、重大な法令又は定款違反及び不正な行為並びに当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、速やかに当社監査役に報告することとしております。

監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告を行った当社グループの取締役等及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止しております。

監査役職務の執行について生ずる費用の前払いもしくは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の遂行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の遂行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理することとしております。

その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- a) 監査役が必要と認めるときは、代表取締役社長と協議のうえ、特定の事項について内部監査室に調査を求めることができることとしております。また、監査役は、管理部等に対しても、随時必要に応じて監査への協力を求めることができることとしております。
- b) 監査役は、内部監査室及び会計監査人と定期的に情報交換を行い、各々が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価及び監査重点項目等について、情報・意見交換等の緊密な連携を図り、効率的な監査を実施しております。

反社会的勢力の排除に向けた体制

- a) 当社は、市民の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し一切の関係をもち、不当な要求や取引に応じたりすることのないよう毅然とした姿勢で、組織的な対応をとることとしております。
- b) そのため、管理部を反社会的勢力対応部署として、「リスク管理規程」を定め、これらの問題が発生した時は、関係行政機関や顧問弁護士と緊密に連絡をとり組織的に対応できる体制を構築しております。

(B) リスク管理体制の整備状況

当社は、取締役会及び経営会議でのリスク管理に努めるとともに、リスク管理体制を強化するため、事業計画の策定、予算統制、「リスク管理規程」及び行動規範を含む諸規程に基づく業務運営と内部監査体制の強化による内部統制機能の充実に取り組んでおります。

また、事業活動上の重大な事態が発生した場合には、対策本部を設置し、迅速且つ的確な対応を行えるよう、損失・被害等を最小限にとどめる体制を整えております。

(C) 責任限定契約の内容の概要

取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び監査役に関しましては、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び監査役と損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、2年間の役員報酬の1.2倍又は法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(D) 取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨定款に定めております。

(E) 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は取締役の選任及び解任について、株主総会の決議によって行うこととしております。選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

(F) 取締役会で決議できる株主総会決議事項

取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第423条第1項の取締役及び監査役（取締役及び監査役であった者を含む。）の責任について、それぞれが職務を遂行するに当たり期待される役割を十分に発揮することができるように、同法第424条（総株主の同意による免除）の規定にかかわらず取締役会の決議によって法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

剰余金の配当制度に関する事項

当社は、株主総会決議に基づく剰余金の配当に加え、取締役会決議により会社法第459条第1項に定める剰余金の配当ができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

中間配当制度に関する事項

当社は、株主総会決議に基づく剰余金の配当に加え、取締役会決議により会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）ができる旨を定款に定めております。

自己株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸政策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

(G) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(H) 弁護士等その他の第三者の状況

弁護士及び税理士法人と顧問契約を締結しており、必要に応じて法律全般についてアドバイスを受けております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 9名 女性 -名(役員のうち女性の比率 -%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	林 高生	1971年12月18日	1997年6月 エイチーム創業 2000年2月 有限会社エイチーム設立(現 株式会社エイチーム) 代表取締役社長就任(現任) 2013年2月 株式会社A.T.brides(現 株式会社エイチームプライズ) 取締役就任(現任) 2013年8月 株式会社引越し侍(現 株式会社エイチーム引越し侍) 取締役就任(現任) 株式会社A.T.サポート(現 株式会社エイチームコネクト) 取締役就任(現任) 株式会社エイチームライフスタイル 取締役就任(現任) 2017年12月 Increments株式会社 取締役就任(現任) 2019年2月 株式会社エイチームフィナジー 取締役就任(現任)	(注)3	706,000
取締役 エンターテインメント 事業本部長	中内 之公	1975年8月20日	2004年8月 GMOインターネット株式会社入社 2005年4月 GMOエンターテインメント株式会社 代表取締役社長 就任 2006年4月 GMO Games株式会社 代表取締役社長就任 2007年4月 株式会社インクルーズ 執行役員COO就任 2009年9月 当社入社 2009年12月 当社ゲーム事業部長就任 2010年10月 当社取締役就任(現任) 2010年12月 当社執行役員 エンターテインメント事業本部長就任 (現任)	(注)3	198,200
取締役 ライフスタイル サポート 事業本部長	熊澤 博之	1977年5月2日	1998年4月 有限会社中部設備入社 2005年6月 当社入社 2012年10月 当社執行役員 ライフサポート事業本部引越しメディア 事業部長就任 2013年4月 当社執行役員 ライフサポート事業本部長兼引越しメ ディア事業部長就任 2013年8月 株式会社引越し侍(現 株式会社エイチーム引越し 侍)代表取締役社長就任(現任) 株式会社A.T.サポート(現 株式会社エイチームコネ クト)代表取締役社長就任(現任) 2013年10月 当社執行役員就任(現任) 2015年10月 当社取締役 ライフスタイルサポート事業本部長就任 (現任) 2015年11月 株式会社A.T.brides(現 株式会社エイチームプライ ズ)取締役就任(現任)	(注)3	50,700
取締役	間瀬 文雄	1984年1月27日	2007年4月 日興コーディアル証券株式会社入社 2008年11月 当社入社 2013年8月 株式会社エイチームライフスタイル 代表取締役社長 就任(現任) 2013年11月 当社執行役員就任(現任) 2018年10月 当社取締役就任(現任) 2019年2月 株式会社エイチームフィナジー 取締役就任(現任)	(注)3	19,500

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	加藤 淳也	1976年7月25日	2005年11月 司法試験合格 2007年9月 弁護士登録(日本弁護士連合会、愛知県弁護士会) 2009年10月 名古屋大学法科大学院非常勤講師(ロイヤリング、模擬裁判) 2009年11月 弁理士登録(日本弁理士会) 2011年9月 愛知工業大学非常勤講師(知的財産権) 2012年1月 城南法律事務所設立 2012年4月 日本知的財産仲裁センター名古屋支部運営委員 2013年2月 株式会社A.T.brides(現 株式会社エイチームブライズ) 監査役就任 2015年10月 当社社外取締役就任(現任)	(注)3	-
取締役	白井 興胤	1958年10月31日	1983年4月 株式会社三和銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行) 入行 1993年10月 株式会社セガ・エンタープライゼス(現 株式会社セガ) 入社 1999年6月 CRIMSON VENTURES LLP パートナー入社 2002年4月 株式会社ナイキジャパン入社 エクイップメント部長就任 2003年4月 同社 営業リテール統括本部長就任 2006年3月 日本マクドナルド株式会社入社 COO就任 2008年5月 株式会社セガ 代表取締役社長COO就任 2012年6月 GROUPON, Inc. 東アジア統括副社長就任 2013年7月 株式会社コメダ入社 代表取締役社長就任(現任) 2014年11月 株式会社コメダホールディングス 代表取締役社長就任(現任) 2018年11月 客美多好食股份有限公司 董事就任(現任) 2019年10月 当社社外取締役就任(現任)	(注)3	-
常勤監査役	有藤 速利	1968年3月7日	1992年4月 新東工業株式会社入社 1998年10月 株式会社メルコ(現 株式会社パツファロー) 入社 2005年10月 当社入社 管理部長就任 2010年11月 当社内部監査室長就任 2013年8月 株式会社引越し侍(現 株式会社エイチーム引越し侍) 監査役就任(現任) 株式会社A.T.サポート(現 株式会社エイチームコネクト) 監査役就任(現任) 株式会社エイチームライフスタイル 監査役就任(現任) 2013年10月 当社常勤監査役就任(現任) 2015年10月 株式会社A.T.brides(現 株式会社エイチームブライズ) 監査役就任(現任) 2017年12月 Increments株式会社 監査役就任(現任) 2019年2月 株式会社エイチームフィナジー 監査役就任(現任)	(注)4	23,000
監査役	山田 一雄	1963年2月28日	1986年4月 株式会社セガエンタープライゼス(現 株式会社セガ) 入社 1994年9月 監査法人東海会計社入社 1997年4月 公認会計士登録 1997年5月 公認会計士山田一雄事務所(現 公認会計士・税理士山田一雄事務所) 設立 1997年10月 税理士登録 2001年7月 有限会社エーピーネットワーク(現 有限会社オンリーワンコンサルティング) 代表取締役就任(現任) 2006年10月 当社監査役就任(現任)	(注)4	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	田嶋 好博	1939年 3月 1日	1961年 9月 司法試験合格 1964年 4月 名古屋弁護士会(現 愛知県弁護士会)登録 1987年 4月 名古屋弁護士会 副会長就任 1997年 6月 表示灯株式会社 監査役就任(現任) 2002年 4月 愛知県個人情報保護審議会 委員 2002年10月 田嶋・水谷法律事務所設立 2004年 7月 愛知県個人情報保護審議会 会長 2006年 9月 岐建株式会社 監査役就任(現任) 2008年 2月 当社監査役就任(現任) 2011年 9月 株式会社ヨシタケ 監査役就任	(注) 4	-
計					997,400

- (注) 1. 取締役加藤淳也及び臼井興胤は社外取締役であります。また、監査役山田一雄及び田嶋好博は、社外監査役であります。
2. 当社では、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と各事業部の業務執行機能を明確に区分し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しております。取締役を兼務しない執行役員は7名で、執行役員EC事業本部長望月一宏、執行役員大崎恵理子、執行役員林和樹、執行役員エンターテインメント事業本部グローバルビジネスグループ部長Brady Mehagan、執行役員社長室長光岡昭典、執行役員管理部長山根裕美子及び執行役員CF0岩切邦雄であります。
3. 取締役の任期は2019年10月25日開催の定時株主総会終結の時から2020年7月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 監査役の任期は2019年10月25日開催の定時株主総会終結の時から2023年7月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
5. 当社は、優秀な人材を確保することが当社グループの継続的な成長に必要不可欠であると考えております。現在女性役員の登用はなく、当社グループにおける女性管理職の比率は29.2%であります。今後優秀な人材に関しましては男女・国籍を問わず、積極的に採用及び能力に応じて管理職、役員への登用を推進してまいります。
6. 当社は、法令に定める監査役の数に欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
水谷 博之	1952年 1月 3日	1975年12月 司法試験合格 1990年 6月 名古屋弁護士会(現 愛知県弁護士会)登録 2004年 4月 名古屋弁護士会 副会長就任 2008年 4月 名古屋家庭裁判所 調停委員就任(現任) 2009年 4月 中部地方交通審議会 船員部会委員就任 2011年 5月 DCMカーマ株式会社 社外監査役就任(現任) 2011年 6月 愛知県収用委員会 委員就任 2012年11月 愛知県公害審査会 委員就任 2017年 6月 株式会社丸順 社外監査役就任(現任) 2019年 6月 株式会社ヨシタケ 社外監査役(現任)	-

社外役員の状況

当社の社外取締役は2名、社外監査役は2名であります。

社外取締役加藤淳也は、弁護士として知的財産権、情報化社会におけるコンプライアンス等において幅広い知識を有していることから適任であると判断しております。同氏は、当社との間で人的関係、資本的関係又は取引関係、その他重要な利害関係はありません。

社外取締役臼井興胤は、長年に渡ってグローバルにおける様々な業界において経営全般に関する豊富な経験と高い知見を有しており、客観性・独立性ある立場から当社の経営戦略、事業戦略等を精査し、コーポレート・ガバナンス、内部統制の監督を担うことができるため適任であると判断しております。同氏は、当社との間で人的関係、資本的関係又は取引関係、その他重要な利害関係はありません。

社外監査役山田一雄は、公認会計士及び税理士としての豊富な経験と見識を有することから、財務・経理・税務・内部統制等において専門的見地から経営の監視や適切な助言を行うことができるため適任であると判断しております。同氏は、当社との間で人的関係、資本的関係又は取引関係、その他重要な利害関係はありません。

社外監査役田嶋好博は、弁護士としての豊富な経験と見識を有することから、会社法、コーポレート・ガバナンス等において専門の見地から経営の監視や適切な助言を行うことができるため適任であると判断しております。同氏は、当社との間で人的関係、資本的関係又は取引関係、その他重要な利害関係はありません。

当社は、社外役員の選任にあたっては東京証券取引所が定める独立役員の独立性の判断基準等を参考にしており、取締役の加藤淳也、取締役の臼井興胤、監査役の山田一雄及び補欠監査役の水谷博之を、一般株主と利益相反の生じる恐れがない独立役員として東京証券取引所に届けております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

内部監査は、代表取締役社長直轄の内部監査室（1名）が行っております。内部監査は、各部署及び子会社に対して年1回以上行えるように監査計画を組み、監査結果については、代表取締役社長と被監査部門及び被監査子会社に報告しております。被監査部門及び被監査子会社に対しては改善事項を指摘し、改善の報告をさせております。内部監査室、監査役及び会計監査人は年間4回、意見交換と情報共有を目的に三様監査会を開催し、連携をとっております。

また、社外取締役及び社外監査役は、取締役会に出席し経営全般に対して客観的且つ校正な意見を述べると共に、取締役の業務執行の適法性を監督、監査しております。

（3）【監査の状況】

監査役監査の状況

当社は監査役会設置会社であります。2名の社外監査役を含む3名で監査役会を構成しております。各監査役は監査役会で定めた監査方針、業務分担に従い、取締役、従業員等から業務の執行状況について聴取及び報告を受ける他、各事業所並びに子会社に対する年1回以上の業務及び財産状況の実地調査を行っております。

また、監査役会は、内部監査室及び会計監査人と年間4回、相互の情報交換や意見交換を行うなど、連携を密にして監査の実効性並びに効率性を高めております。

内部監査の状況

当社グループの内部監査は、代表取締役社長直轄の内部監査室（1名）が行っております。内部監査は、各部署及び子会社に対して年1回以上行えるように監査計画を組み、監査結果については、代表取締役社長と被監査部門及び被監査子会社に報告しております。被監査部門及び被監査子会社に対しては改善事項を指摘し、改善の報告をさせております。

また、内部監査室は監査役及び会計監査人と年間4回、意見交換と情報共有を目的に三様監査会を開催し、連携をとっております。

会計監査の状況

a．監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

b．業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員・業務執行社員 公認会計士 鈴木 晴久

指定有限責任社員・業務執行社員 公認会計士 宇治川 雄士

指定有限責任社員・業務執行社員 公認会計士 伊藤 貴俊

c．監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、その他14名であります。

d．監査法人の選定方針と理由

日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」等を参考に、品質管理、独立性、専門性、監査報酬、監査役及び経営者とのコミュニケーション、並びに不正リスクへの対応等を総合的に勘案し、選定をしております。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。

e．監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役及び監査役会は、会計監査人に対して監査役会が定めた方針と評価基準に則り、監査法人の職務執行状況、監査チームの編成状況、監査計画、品質管理等について報告と意見交換、そして職務の状況を見て確認しました。

さらに関係する業務執行部門から聴取した意見をもとに、再任・不再任の判断をしております。

監査報酬の内容等

「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（平成31年1月31日内閣府令第3号）による改正後の「企業内容等の開示に関する内閣府令」第二号様式記載上の注意(56)d(f)からの規定に経過措置を適用しております。

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	28	-	34	-
連結子会社	-	-	-	-
計	28	-	34	-

b. その他重要な報酬の内容

該当事項はありません。

c. 監査報酬の決定方針

該当事項はありませんが、監査日数等を勘案した上で決定しております。

d. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の職務執行状況や監査計画の内容等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の役員報酬は、当社の持続的な成長を実現すべく、業績拡大及び企業価値向上へのインセンティブとして機能することを目指しております。

そのため、取締役の報酬は「基本報酬」及び「業績連動報酬」で構成しております。基本報酬は、各役員の職責及び決算期ごとの業績を総合的に反映するものであり、業績連動報酬は、業績や予算達成に基づき決定されるものです。

そして、役員個人ごとの報酬額は、株主総会決議による限度額の範囲内で代表取締役に一任することを取締役会にて決議しております。当事業年度については、2018年10月26日開催の取締役会にて決議しております。

なお、当社の業績連動報酬は、「BIP信託」を導入しております。BIP信託を通じた株式の支給有無及び支給株式数は、グループ全体の予算達成度合いに応じて決定しております。決定に際して参考とする指標は、当社の業績を適切に反映できるものを選択しております。最近事業年度における主要な業績指標の状況は、「第1 企業の状況 1 主要な経営指標等の推移 (1)連結経営指標等」をご参照ください。ただし、業務執行から独立した立場である社外取締役、監査役の報酬は「基本報酬」のみで構成しております。

(注) 基本報酬は、毎年10月の役員選任時に年俸を決定し毎月12分の1の額を支給することから、「固定報酬」として支給総額を開示しております。

提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	200	200	-	-	4
監査役 (社外監査役を除く)	12	12	-	-	1
社外役員 (社外取締役及び社外監査役)	10	10	-	-	3

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成17年9月30日開催の第6回定時株主総会において年額3億円以内とする旨、決議しております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成17年9月30日開催の第6回定時株主総会において年額30百万円以内とする旨、決議しております。
3. 当事業年度末の取締役の人数は5名(うち社外取締役1名)、監査役の人数は3名(うち社外監査役2名)であります。
- なお、上記の支給人員には、無報酬の取締役(1名)は含んでおりません。

提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株式価値の変動または配当により利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式に区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

- a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、取引先との安定的・長期的な取引関係の構築、業務提携、または協働ビジネス展開の円滑化及び強化等の観点から、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合以外は、当該取引先等の株式等を保有しないことを基本方針としております。

なお、議決権行使にあたっては議案が当社または投資先企業の企業価値の向上に資するものかを個別に精査したうえで、会社に重大な影響を及ぼすものについては、取締役会で議案の賛否を判断いたします。

- b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	3	49

- (当事業年度において株式数が増加した銘柄)
該当事項はありません。

- (当事業年度において株式数が減少した銘柄)
該当事項はありません。

- c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

(3) 当社の連結財務諸表及び財務諸表に掲記される科目、その他の事項の金額については、従来、千円単位で記載しておりましたが、当連結会計年度及び当事業年度より百万円単位で記載することに変更しております。なお、比較を容易にするため、前連結会計年度及び前事業年度についても百万円単位に組替え表示しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2018年8月1日から2019年7月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2018年8月1日から2019年7月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するために特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、連結財務諸表等を適正に作成できる体制を整備するために公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年7月31日)	当連結会計年度 (2019年7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,984	6,713
受取手形及び売掛金	4,128	3,503
商品	662	332
貯蔵品	16	27
その他	706	997
貸倒引当金	10	31
流動資産合計	11,488	11,543
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,672	1,844
減価償却累計額	386	520
建物(純額)	1,285	1,323
工具、器具及び備品	669	771
減価償却累計額	270	386
工具、器具及び備品(純額)	398	385
その他(純額)	-	2
有形固定資産合計	1,684	1,711
無形固定資産		
のれん	1,109	978
ソフトウェア	590	398
ソフトウェア仮勘定	221	13
その他	149	131
無形固定資産合計	2,070	1,522
投資その他の資産		
投資有価証券	374	1,232
繰延税金資産	358	444
敷金及び保証金	686	795
その他	49	32
貸倒引当金	8	10
投資その他の資産合計	1,459	2,495
固定資産合計	5,214	5,729
資産合計	16,702	17,273

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年7月31日)	当連結会計年度 (2019年7月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	465	285
短期借入金	100	-
1年内返済予定の長期借入金	33	-
未払金	2,417	2,380
未払法人税等	718	472
販売促進引当金	12	189
株式給付引当金	43	40
その他	672	661
流動負債合計	4,464	4,031
固定負債		
長期借入金	52	-
繰延税金負債	45	40
資産除去債務	484	488
その他	-	201
固定負債合計	583	730
負債合計	5,047	4,761
純資産の部		
株主資本		
資本金	835	836
資本剰余金	829	830
利益剰余金	10,383	11,223
自己株式	481	438
株主資本合計	11,566	12,452
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	-	26
為替換算調整勘定	2	0
その他の包括利益累計額合計	2	26
新株予約権	85	85
純資産合計	11,655	12,511
負債純資産合計	16,702	17,273

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年 8月 1日 至 2018年 7月 31日)	当連結会計年度 (自 2018年 8月 1日 至 2019年 7月 31日)
売上高	37,674	37,151
売上原価	6,960	7,518
売上総利益	30,713	29,632
販売費及び一般管理費	1, 2 26,012	1, 2 26,820
営業利益	4,701	2,811
営業外収益		
受取利息	0	1
投資事業組合運用益	53	-
受取手数料	5	22
助成金収入	8	11
その他	18	7
営業外収益合計	85	42
営業外費用		
支払利息	1	0
投資有価証券評価損	50	-
投資事業組合運用損	-	16
為替差損	1	19
支払手数料	-	7
その他	2	1
営業外費用合計	56	45
経常利益	4,730	2,809
特別利益		
新株予約権戻入益	2	-
特別利益合計	2	-
特別損失		
減損損失	-	3 300
投資有価証券評価損	-	155
特別損失合計	-	455
税金等調整前当期純利益	4,732	2,354
法人税、住民税及び事業税	1,422	972
法人税等調整額	3	91
法人税等合計	1,426	880
当期純利益	3,306	1,473
親会社株主に帰属する当期純利益	3,306	1,473

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年 8月 1日 至 2018年 7月31日)	当連結会計年度 (自 2018年 8月 1日 至 2019年 7月31日)
当期純利益	3,306	1,473
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	-	26
為替換算調整勘定	3	2
その他の包括利益合計	3	29
包括利益	3,309	1,444
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	3,309	1,444

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2017年 8月 1日 至 2018年 7月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	535	509	7,493	1,177	7,361
当期変動額					
新株の発行	299	299			599
剰余金の配当			416		416
親会社株主に帰属する 当期純利益			3,306		3,306
自己株式の処分		19		695	715
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	299	319	2,889	695	4,204
当期末残高	835	829	10,383	481	11,566

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	-	0	0	96	7,456
当期変動額					
新株の発行					599
剰余金の配当					416
親会社株主に帰属する 当期純利益					3,306
自己株式の処分					715
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		3	3	10	6
当期変動額合計	-	3	3	10	4,198
当期末残高	-	2	2	85	11,655

当連結会計年度(自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	835	829	10,383	481	11,566
当期変動額					
新株の発行	0	0			1
剰余金の配当			633		633
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,473		1,473
自己株式の処分				43	43
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	0	0	840	43	885
当期末残高	836	830	11,223	438	12,452

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	-	2	2	85	11,655
当期変動額					
新株の発行					1
剰余金の配当					633
親会社株主に帰属する 当期純利益					1,473
自己株式の処分					43
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	26	2	29	-	29
当期変動額合計	26	2	29	-	856
当期末残高	26	0	26	85	12,511

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年 8月 1日 至 2018年 7月31日)	当連結会計年度 (自 2018年 8月 1日 至 2019年 7月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	4,732	2,354
減価償却費	432	620
減損損失	-	300
のれん償却額	65	130
貸倒引当金の増減額(は減少)	0	22
販売促進引当金の増減額(は減少)	8	199
株式給付引当金の増減額(は減少)	2	3
役員株式給付引当金の増減額(は減少)	8	-
受取利息	0	1
支払利息	1	0
為替差損益(は益)	0	3
投資有価証券評価損益(は益)	50	155
投資事業組合運用損益(は益)	53	16
助成金収入	8	9
売上債権の増減額(は増加)	329	624
たな卸資産の増減額(は増加)	312	319
仕入債務の増減額(は減少)	2	123
未払金の増減額(は減少)	18	4
その他	23	124
小計	4,589	4,737
利息の受取額	0	1
利息の支払額	1	0
法人税等の支払額	1,806	1,429
助成金の受取額	8	9
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,789	3,318
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	418	308
無形固定資産の取得による支出	424	270
投資有価証券の取得による支出	20	1,100
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	1,296	-
敷金及び保証金の差入による支出	149	132
敷金及び保証金の回収による収入	16	34
その他	35	11
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,257	1,766
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	532	100
長期借入れによる収入	100	-
長期借入金の返済による支出	13	86
株式の発行による収入	586	1
新株予約権の発行による収入	7	-
自己株式の処分による収入	713	-
配当金の支払額	417	632
財務活動によるキャッシュ・フロー	444	816
現金及び現金同等物に係る換算差額	3	6
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	980	729
現金及び現金同等物の期首残高	5,004	5,984
現金及び現金同等物の期末残高	5,984	6,713

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び名称

連結子会社の数 8社
主な連結子会社の名称 株式会社エイチームプライズ
株式会社エイチーム引越し侍
株式会社エイチームコネクト
株式会社エイチームライフスタイル
株式会社エイチームフィナジー
Increments株式会社

なお、当連結会計年度において新たに設立した株式会社エイチームフィナジーその他1社を連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の数及び名称

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び名称

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の数及び名称

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Ateam Vietnam Co., Ltd.の決算日は6月30日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度と同一であります。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

たな卸資産

商品

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を、また海外連結子会社は定額法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備）については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～18年
工具、器具及び備品	4～20年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェアについては、利用可能期間（3～5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

販売促進引当金

サービスの利用者に対するキャッシュバックに備えるため、将来発生見込額を販売促進引当金として計上しております。

株式給付引当金

従業員向け株式交付規程に基づく当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 重要な外貨建ての資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、9年間の定額法により償却を行っております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、且つ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

1. 当社及び国内連結子会社

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年7月期の期首からの適用を予定しております。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり
ます。

2. 在外連結子会社

- ・「リース」(IFRS第16号)

(1) 概要

本会計基準は、借手に原則として全てのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上すること等を要求するものであります。

(2) 適用予定日

2020年7月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

本会計基準の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり
ます。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、税効果会計関係注記を変更しております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」242百万円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」358百万円に含めて表示しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第4項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(2)に記載された内容を追加しております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「助成金収入」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた26百万円は、「助成金収入」8百万円、「その他」18百万円として組み替えております。

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「固定資産除却損」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外費用」の「固定資産除却損」に表示していた0百万円は、「その他」として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「投資有価証券評価損益(は益)」「投資事業組合運用損益(は益)」「助成金収入」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた20百万円は、「投資有価証券評価損益(は益)」50百万円、「投資事業組合運用損益(は益)」53百万円、「助成金収入」8百万円、「その他」23百万円、「助成金の受取額」8百万円として組み替えております。

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」において独立掲記しておりました「固定資産除却損」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「固定資産除却損」に表示していた0百万円は、「その他」として組み替えております。

(追加情報)

1. 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社は、従業員の帰属意識の醸成と経営参画意識を持たせ、従業員の長期的な業績向上や株価上昇に対する意欲や士気の高揚を図るとともに、中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、当社及び当社の子会社の従業員（以下「従業員」といいます。）を対象としたインセンティブ・プラン「株式付与ESOP信託」を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）を適用しております。

(1) 取引の概要

本制度では、株式付与ESOP（Employee Stock Ownership Plan）信託（以下「ESOP信託」といいます。）と称される仕組みを採用しております。ESOP信託とは、米国のESOP制度を参考にした従業員インセンティブ・プランであり、ESOP信託が取得した当社株式を人事考課等に応じて在職時に従業員に交付するものです。なお、当該信託が取得する当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。

(2) 信託に残存する自社の株式

本信託が所有する当社株式は、連結貸借対照表の純資産の部において自己株式として表示しております。なお、前連結会計年度末日現在において、本信託が所有する当社株式の帳簿価額は274百万円、株式数は157,600株、当連結会計年度末日現在において、本信託が所有する当社株式の帳簿価額は230百万円、株式数は132,600株です。

2. 業績連動型株式報酬制度

当社は、これまで以上に当社及び当社子会社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的として、当社及び当社の子会社の取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く。）を対象に、株式報酬制度を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）に準じております。

(1) 取引の概要

本制度では、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託（以下「BIP信託」といいます。）と称される仕組みを採用しております。BIP信託とは、米国の業績連動型株式報酬（Performance Share）制度及び譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度を参考にした役員に対するインセンティブ・プランであり、BIP信託が取得した当社株式を役位及び業績達成度等に応じて、原則として在任中に交付するものです。

(2) 信託に残存する自社の株式

本信託が所有する当社株式は、連結貸借対照表の純資産の部において自己株式として表示しております。なお、前連結会計年度末日現在において、本信託が所有する当社株式の帳簿価額は121百万円、株式数は60,600株、当連結会計年度末日現在において、本信託が所有する当社株式の帳簿価額は121百万円、株式数は60,600株です。

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年8月1日 至 2018年7月31日)	当連結会計年度 (自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)
広告宣伝費	14,805百万円	15,048百万円
貸倒引当金繰入額	3	23
株式給付引当金繰入額	43	40
給料及び手当	2,355	3,040
支払手数料	5,782	4,878

2 研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 2017年8月1日 至 2018年7月31日)	当連結会計年度 (自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)
一般管理費に含まれる研究開発費	159百万円	215百万円

3 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

前連結会計年度(自 2017年8月1日 至 2018年7月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)

場所	用途	種類	金額
愛知県名古屋市	事業用資産	ソフトウェア 建物等	298百万円 1百万円

当社グループは、管理会計上の区分を基礎として資産のグルーピングを行っております。

アプリのリリースの際に計上したソフトウェア及び事業の用に供した建物等について、収益計画が当初想定していたとおりに進展していないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないため、零と算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年8月1日 至 2018年7月31日)	当連結会計年度 (自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	-	26
組替調整額	-	-
税効果調整前	-	26
税効果額	-	-
その他有価証券評価差額金	-	26
為替換算調整勘定：		
当期発生額	3	2
組替調整額	-	-
税効果調整前	3	2
税効果額	-	-
為替換算調整勘定	3	2
その他の包括利益合計	3	29

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2017年8月1日 至 2018年7月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	19,469,800	268,400	-	19,738,200

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加事由は、以下のとおりであります。

行使価額修正条項付新株予約権の権利行使	248,000株
ストック・オプションとしての新株予約権の権利行使	20,400株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	548,662	-	294,900	253,762

(注) 当連結会計年度末の自己株式数には、株式付与ESOP信託が保有する当社株式157,600株及び役員報酬BIP信託が保有する当社株式60,600株が含まれております。

(変動事由の概要)

行使価額修正条項付新株予約権の権利行使に伴う自己株式の処分による減少	252,000株
株式付与ESOP信託口及び役員報酬BIP信託口からの株式付与による減少	27,900株
第三者割当による自己株式の処分による減少	15,000株

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	82	
	自社株式オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	3	
合計			-	-	-	85	

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2017年9月8日 取締役会	普通株式	421	22.00	2017年7月31日	2017年10月6日

(注) 配当金の総額には、「株式付与ESOP信託」及び「役員報酬BIP信託」が保有する当社株式246,100株に対する配当金5百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年9月7日 取締役会	普通株式	利益剰余金	640	32.50	2018年7月31日	2018年10月5日

(注) 配当金の総額には、「株式付与ESOP信託」及び「役員報酬BIP信託」が保有する当社株式218,200株に対する配当金7百万円が含まれております。

当連結会計年度（自 2018年 8月 1日 至 2019年 7月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	19,738,200	18,000	-	19,756,200

（注）普通株式の発行済株式総数の増加事由は、以下のとおりであります。

ストック・オプションとしての新株予約権の権利行使 18,000株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	253,762	-	25,000	228,762

（注）当連結会計年度末の自己株式数には、株式付与ESOP信託が保有する当社株式132,600株及び役員報酬BIP信託が保有する当社株式60,600株が含まれております。

（変動事由の概要）

株式付与ESOP信託口及び役員報酬BIP信託口からの株式付与による減少 25,000株

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（百万円）
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	82	
	自社株式オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	3	
合計			-	-	-	85	

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2018年9月7日 取締役会	普通株式	640	32.50	2018年7月31日	2018年10月5日

（注）配当金の総額には、「株式付与ESOP信託」及び「役員報酬BIP信託」が保有する当社株式218,200株に対する配当金7百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2019年9月13日 取締役会	普通株式	利益剰余金	315	16.00	2019年7月31日	2019年10月4日

（注）配当金の総額には、「株式付与ESOP信託」及び「役員報酬BIP信託」が保有する当社株式193,200株に対する配当金3百万円が含まれております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年8月1日 至 2018年7月31日)	当連結会計年度 (自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)
現金及び預金	5,984百万円	6,713百万円
現金及び現金同等物	5,984	6,713

(リース取引関係)

(借主側)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2018年7月31日)	当連結会計年度 (2019年7月31日)
1年内	830百万円	852百万円
1年超	2,989百万円	3,841百万円
合計	3,819百万円	4,693百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループの資金運用については、事業への投資を優先することを基本として、有価証券等投資運用規程に従って、余剰資金はリスクが低く、安全性の高い金融資産で運用を行っております。

また、資金調達については、一時的に必要な運転資金に限り銀行借入にて調達を行う方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に株式、債券及び組合出資金等で、それぞれ発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、本社オフィス等の賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

買掛金、未払金及び未払法人税等は、1年以内の支払期日となっております。

(3) 金融商品に関するリスク管理体制

顧客の信用リスクについては、各プラットフォーム運営事業者により回収代行されるものについては取引先ごとに、回収代行によらない営業債権については顧客ごとに、期日管理及び残高管理を行っております。

投資有価証券については、有価証券等投資運用規程に従い、定期的に時価や発行体の財務状況を把握しており、四半期ごとに取締役会に報告しております。

敷金及び保証金は、賃貸借契約締結に際し差入先の信用状況を把握しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2018年7月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	5,984	5,984	-
(2) 受取手形及び売掛金	4,128		
貸倒引当金() 1	-		
	4,128	4,128	-
(3) 投資有価証券	-	-	-
(4) 敷金及び保証金	686	653	32
資産計	10,799	10,766	32
(1) 買掛金	465	465	-
(2) 短期借入金	100	100	-
(3) 未払金	2,417	2,417	-
(4) 未払法人税等	718	718	-
(5) 長期借入金() 2	86	86	0
負債計	3,788	3,788	0

() 1. 債権に対して個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

2. 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

当連結会計年度（2019年7月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	6,713	6,713	-
(2) 受取手形及び売掛金	3,503		
貸倒引当金()	25		
	3,477	3,477	-
(3) 投資有価証券	502	502	-
(4) 敷金及び保証金	795	792	2
資産計	11,489	11,486	2
(1) 買掛金	285	285	-
(2) 短期借入金	-	-	-
(3) 未払金	2,380	2,380	-
(4) 未払法人税等	472	472	-
(5) 長期借入金	-	-	-
負債計	3,139	3,139	-

() 債権に対して個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項
資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資信託等の時価については、公表されている基準価格又は合理的に算定された価格によっております。

(4) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、そのキャッシュ・フローを国債の利回りを基礎とした合理的な割引率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済又は納付されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

区分	前連結会計年度 (2018年7月31日)	当連結会計年度 (2019年7月31日)
非上場株式等	374 百万円	730 百万円

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記の表「(3) 投資有価証券」に含めておりません。

3. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2018年7月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	5,982	-	-	-
受取手形及び売掛金	4,128	-	-	-
敷金及び保証金	2	11	48	624
合計	10,113	11	48	624

当連結会計年度(2019年7月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	6,712	-	-	-
受取手形及び売掛金	3,503	-	-	-
敷金及び保証金	-	54	59	680
合計	10,216	54	59	680

4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2018年7月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	33	33	19	-	-	-
合計	33	33	19	-	-	-

当連結会計年度（2019年7月31日）
該当事項はありません。

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前連結会計年度（2018年7月31日）

種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	-	-	-
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	204	204	-
債券	-	-	-
その他	170	170	-
小計	374	374	-
合計	374	374	-

当連結会計年度（2019年7月31日）

種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	502	500	2
小計	502	500	2
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	49	49	-
債券	-	-	-
その他	683	711	28
小計	732	760	28
合計	1,234	1,260	26

（注）表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

2. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、有価証券について50百万円（その他有価証券の株式50百万円）の減損処理を行っております。

当連結会計年度において、有価証券について155百万円（その他有価証券の株式155百万円）の減損処理を行っております。

（退職給付関係）

当社グループは退職給付制度がないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度 (自 2017年 8月 1日 至 2018年 7月 31日)	当連結会計年度 (自 2018年 8月 1日 至 2019年 7月 31日)
新株予約権戻入益	2百万円	- 百万円

2. スtock・オプション及び自社株式オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプション及び自社株式オプションの内容

	第4回新株予約権 (ストック・オプション)	第5回新株予約権 (ストック・オプション)
会社名	提出会社	提出会社
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 112名	当社従業員 15名 当社子会社の従業員 4名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 240,000株	普通株式 104,000株
付与日	2011年11月15日	2013年 7月30日
権利確定条件	新株予約権の行使時において当社の役員及び従業員並びに当社関係会社の役職員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等正当な理由のある場合はこの限りではない。その他取締役会の認める正当な事由ある場合はこの限りではない。 その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。	新株予約権の行使時において当社の役員及び従業員並びに当社関係会社の役職員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等正当な理由のある場合はこの限りではない。その他取締役会の認める正当な事由ある場合はこの限りではない。 その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
対象勤務期間	自 2011年11月15日 至 2013年11月16日	自 2013年 7月30日 至 2015年 7月31日
権利行使期間	自 2013年11月16日 至 2020年11月15日	自 2015年 7月31日 至 2022年 7月30日

	第7回新株予約権 (自社株式オプション)	第8回新株予約権 (自社株式オプション)
会社名	提出会社	提出会社
付与対象者の区分及び人数	大和証券株式会社	大和証券株式会社
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 500,000株	普通株式 800,000株
付与日	2017年 8月25日	2017年 8月25日
権利確定条件	新株予約権買取契約及びコミットメント契約が大和証券株式会社と締結されること。	新株予約権買取契約及びコミットメント契約が大和証券株式会社と締結されること。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2017年 8月28日 至 2020年 8月27日	自 2017年 8月28日 至 2020年 8月27日

(2) ストック・オプション及び自社株式オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2019年7月期)において存在したストック・オプション及び自社株式オプションを対象とし、ストック・オプション及び自社株式オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプション及び自社株式オプションの数

	第4回 新株予約権 (ストック・ オプション)	第5回 新株予約権 (ストック・ オプション)	第7回 新株予約権 (自社株式 オプション)	第8回 新株予約権 (自社株式 オプション)
会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	-	-	-	-
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	51,000	69,000	500,000	800,000
権利確定	-	-	-	-
権利行使	18,000	-	-	-
失効	-	-	-	-
未行使残	33,000	69,000	500,000	800,000

単価情報

	第4回 新株予約権 (ストック・ オプション)	第5回 新株予約権 (ストック・ オプション)	第7回 新株予約権 (自社株式 オプション)	第8回 新株予約権 (自社株式 オプション)
権利行使価格(円)	105	1,965	5,000	7,500
行使時平均株価(円)	1,296	-	-	-
付与日における公正な評価単 価(円)	-	1,200	3.62	1.71

(注) 第7回及び第8回新株予約権は行使価額修正条項付新株予約権であり、権利行使価格に契約上の調整を行っております。

3. ストック・オプション及び自社株式オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

4. ストック・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 33百万円

(2) 当連結会計年度末において権利行使された本源的価値の合計額 21百万円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2018年7月31日)	当連結会計年度 (2019年7月31日)
繰延税金資産	百万円	百万円
資産除去債務	152	155
減損損失	6	88
販売促進引当金	4	68
減価償却超過額	46	66
投資有価証券評価損	15	63
未払事業税	73	36
貸倒引当金	6	13
少額固定資産	14	13
株式給付引当金	13	12
その他	136	153
繰延税金資産小計	470	673
評価性引当額(注)	-	127
繰延税金資産合計	470	545
繰延税金負債		
建物	111	100
商標権	45	40
繰延税金負債合計	157	141
繰延税金資産の純額	312	404

(注) 評価性引当額の変動の主な内容は、投資有価証券評価損否認に係る評価性引当額の増加であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2018年7月31日)	当連結会計年度 (2019年7月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
住民税均等割	0.3	0.6
交際費損金不算入	0.1	0.1
評価性引当額の増減	0.9	2.9
税額控除等	2.5	2.4
連結子会社との実効税率差異	1.9	2.7
のれん償却額	0.4	1.7
その他	0.2	1.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.1	37.4

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を対象資産の耐用年数と見積り、割引率は当該期間に応じた国債の利率を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2017年8月1日 至 2018年7月31日)	当連結会計年度 (自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)
期首残高	481 百万円	484 百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	-
時の経過による調整額	3	3
資産除去債務の履行による減少額	-	-
その他増減額 (は減少)	-	-
期末残高	484	488

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、事業部門を基礎としたサービス別のセグメントから構成されており、「エンターテインメント事業」、「ライフスタイルサポート事業」及び「EC事業」の3つを報告セグメントとしております。「エンターテインメント事業」は主にスマートデバイス(スマートフォン及びタブレット端末)向けゲームやツールアプリケーションの企画・開発及び運営を、「ライフスタイルサポート事業」は、人生のイベントや日常生活に密着し、有益な情報を提供する比較サイト・情報サイトなど、様々なウェブサービスの企画・開発及び運営を、「EC事業」は、完全組立自転車オンラインで販売し、自宅までお届けする自転車専門通販サイトの企画・開発及び運営を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2017年8月1日 至 2018年7月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	連結損益計算書計上額 (注)2
	エンターテインメント事業	ライフスタイルサポート事業	EC事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	16,168	18,955	2,550	37,674	-	37,674
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	16,168	18,955	2,550	37,674	-	37,674
セグメント利益又は損失()	3,587	3,076	211	6,452	1,751	4,701
その他の項目						
減価償却費	267	109	6	384	48	432
のれん償却額	-	65	-	65	-	65

(注)1. セグメント利益又は損失()の調整額1,751百万円は、報告セグメントに帰属しない全社費用であります。

2. セグメント利益又は損失()は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. セグメント資産については、経営資源の配分の決定及び業績を評価するための検討対象とはなっていないため記載しておりません。

当連結会計年度(自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	連結損益計 算書計上額 (注)2
	エンターテ インメント 事業	ライフスタ イルサポ ート事業	EC事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	12,577	22,525	2,048	37,151	-	37,151
セグメント間の内部売上高又 は振替高	-	-	-	-	-	-
計	12,577	22,525	2,048	37,151	-	37,151
セグメント利益又は損失()	1,532	3,137	210	4,460	1,648	2,811
その他の項目						
減価償却費	396	157	8	562	57	620
のれん償却額	-	130	-	130	-	130

(注)1. セグメント利益又は損失()の調整額1,648百万円は、報告セグメントに帰属しない全社費用であります。

2. セグメント利益又は損失()は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. セグメント資産については、経営資源の配分の決定及び業績を評価するための検討対象とはなっていないため記載しておりません。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2017年8月1日 至 2018年7月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位:百万円)

日本	米国	その他	合計
33,049	2,591	2,034	37,674

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
Apple Inc.	7,637	エンターテインメント事業
Google Inc.	7,632	エンターテインメント事業

当連結会計年度(自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	米国	その他	合計
33,385	1,868	1,896	37,151

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
Apple Inc.	5,967	エンターテインメント事業
Google Inc.	5,984	エンターテインメント事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2017年8月1日 至 2018年7月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)

(単位：百万円)

	エンターテインメント事業	ライフスタイルサポート事業	EC事業	合計
減損損失	298	-	1	300

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2017年8月1日 至 2018年7月31日)

(単位：百万円)

	エンターテインメント事業	ライフスタイルサポート事業	EC事業	合計
当期末残高	-	1,109	-	1,109

(注) のれんの償却額については、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)

(単位：百万円)

	エンターテインメント事業	ライフスタイルサポート事業	EC事業	合計
当期末残高	-	978	-	978

(注) のれんの償却額については、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度（自 2017年8月1日 至 2018年7月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2018年8月1日 至 2019年7月31日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

	前連結会計年度 （自 2017年8月1日 至 2018年7月31日）	当連結会計年度 （自 2018年8月1日 至 2019年7月31日）
1株当たり純資産額	593.76円	636.32円
1株当たり当期純利益	170.40円	75.52円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	169.76円	75.35円

（注）1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 （自 2017年8月1日 至 2018年7月31日）	当連結会計年度 （自 2018年8月1日 至 2019年7月31日）
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	3,306	1,473
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 （百万円）	3,306	1,473
普通株式の期中平均株式数（株）	19,401,921	19,510,259
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 （百万円）	-	-
普通株式増加数（株）	73,889	45,157
（うち新株予約権（株））	(73,889)	(45,157)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の 概要	第7回新株予約権 500,000株 第8回新株予約権 800,000株	第5回新株予約権 69,000株 第7回新株予約権 500,000株 第8回新株予約権 800,000株

（注）1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数及び1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる期中平均株式数については、「株式付与ESOP信託」及び「役員報酬BIP信託」制度において、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与ESOP信託口及び役員報酬BIP信託口）が保有する株式（前連結会計年度 期末218,200株、期中平均220,570株 当連結会計年度 期末193,200株、期中平均195,323株）を控除対象の自己株式に含めて算定しております。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	100	-	-	-
1年以内に返済予定の 長期借入金	33	-	-	-
長期借入金(1年以内に 返済予定のものを除く。)	52	-	-	-
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	186	-	-	-

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	8,927	18,524	28,028	37,151
税金等調整前四半期 (当期)純利益 (百万円)	507	1,168	1,744	2,354
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	257	741	1,100	1,473
1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	13.19	38.03	56.40	75.52

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	13.19	24.84	18.36	19.13

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年7月31日)	当事業年度 (2019年7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,866	6,492
売掛金	1,422	763
商品	549	234
貯蔵品	1	0
前払費用	270	291
その他	279	937
貸倒引当金	0	0
流動資産合計	5,391	8,720
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,171	1,166
工具、器具及び備品	348	343
その他	-	2
有形固定資産合計	1,520	1,512
無形固定資産		
ソフトウェア	536	336
ソフトウェア仮勘定	217	10
無形固定資産合計	753	347
投資その他の資産		
投資有価証券	374	1,232
関係会社株式	2,262	2,462
関係会社出資金	54	54
出資金	0	0
繰延税金資産	182	290
敷金及び保証金	530	609
その他	58	57
投資その他の資産合計	3,463	4,708
固定資産合計	5,737	6,568
資産合計	11,129	15,288

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年7月31日)	当事業年度 (2019年7月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	282	169
未払金	1,081	850
未払費用	23	66
前受金	6	7
預り金	54	157
関係会社預り金	-	3,792
未払法人税等	37	23
未払消費税等	-	57
株式給付引当金	43	40
その他	-	1
流動負債合計	1,529	5,167
固定負債		
資産除去債務	484	488
その他	-	1
固定負債合計	484	489
負債合計	2,014	5,657
純資産の部		
株主資本		
資本金	835	836
資本剰余金		
資本準備金	809	810
その他資本剰余金	19	19
資本剰余金合計	829	830
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	7,845	8,342
利益剰余金合計	7,845	8,342
自己株式	481	438
株主資本合計	9,028	9,571
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	-	26
評価・換算差額等合計	-	26
新株予約権	85	85
純資産合計	9,114	9,630
負債純資産合計	11,129	15,288

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2017年8月1日 至 2018年7月31日)	当事業年度 (自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)
売上高	1 19,009	1 14,955
売上原価	1 4,518	1 4,933
売上総利益	14,491	10,021
販売費及び一般管理費	2 12,715	2 9,862
営業利益	1,775	158
営業外収益		
受取利息	1 0	1 2
受取配当金	1 1,000	1 1,350
業務受託料	1 62	1 59
投資事業組合運用益	53	-
その他	1 12	12
営業外収益合計	1,130	1,424
営業外費用		
支払利息	0	1 1
為替差損	1	20
投資有価証券評価損	50	-
投資事業組合運用損	-	16
その他	2	0
営業外費用合計	55	38
経常利益	2,850	1,544
特別利益		
新株予約権戻入益	2	-
特別利益合計	2	-
特別損失		
減損損失	-	300
投資有価証券評価損	-	155
特別損失合計	-	455
税引前当期純利益	2,853	1,089
法人税、住民税及び事業税	411	68
法人税等調整額	110	108
法人税等合計	521	40
当期純利益	2,331	1,130

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2017年8月1日 至 2018年7月31日)		当事業年度 (自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
. 材料費		-	-	-	-
. 労務費		678	23.6	945	26.2
. 経費		2,202	76.4	2,669	73.8
当期総製造費用		2,881	100.0	3,615	100.0
仕掛品期首たな卸高		-		-	
合計		2,881		3,615	
仕掛品期末たな卸高		-		-	
当期製品製造原価		2,881		3,615	
期首商品たな卸高		300		549	
当期商品仕入高		1,886		1,003	
たな卸資産評価損		-		7	
合計		5,067		5,175	
期末商品たな卸高		549		241	
売上原価		4,518		4,933	

(注) 主な内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

項目	前事業年度 (自 2017年8月1日 至 2018年7月31日)	当事業年度 (自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)
賃借料	718	765
外注費	730	1,162
支払手数料	71	90

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2017年 8月 1日 至 2018年 7月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					自己株式
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	
当期首残高	535	509	-	509	5,930	1,177
当期変動額						
新株の発行	299	299		299		
剰余金の配当					416	
当期純利益					2,331	
自己株式の処分			19	19		695
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	299	299	19	319	1,915	695
当期末残高	835	809	19	829	7,845	481

	株主資本	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	5,798	-	-	96	5,894
当期変動額					
新株の発行	599				599
剰余金の配当	416				416
当期純利益	2,331				2,331
自己株式の処分	715				715
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				10	10
当期変動額合計	3,230	-	-	10	3,220
当期末残高	9,028	-	-	85	9,114

当事業年度(自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)

(単位:百万円)

	株主資本					自己株式
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	
当期首残高	835	809	19	829	7,845	481
当期変動額						
新株の発行	0	0		0		
剰余金の配当					633	
当期純利益					1,130	
自己株式の処分						43
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	0	0	-	0	496	43
当期末残高	836	810	19	830	8,342	438

	株主資本	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	9,028	-	-	85	9,114
当期変動額					
新株の発行	1				1
剰余金の配当	633				633
当期純利益	1,130				1,130
自己株式の処分	43				43
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)		26	26	-	26
当期変動額合計	542	26	26	-	515
当期末残高	9,571	26	26	85	9,630

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

a) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

b) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) たな卸資産

商品

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備)については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～18年
工具、器具及び備品	4～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェアについては、利用可能期間(3～5年)に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 株式給付引当金

従業員向け株式交付規程に基づく当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

4. その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」68百万円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」182百万円に含めて表示しております。

(損益計算書)

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「固定資産除却損」は金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「固定資産除却損」に表示していた0百万円は、「その他」として組み替えております。

(追加情報)

1. 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社は、従業員の帰属意識の醸成と経営参画意識を持たせ、従業員の長期的な業績向上や株価上昇に対する意欲や士気の高揚を図るとともに、中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、当社及び当社の子会社の従業員を対象としたインセンティブ・プラン「株式付与ESOP信託」を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を適用しております。

詳細は連結財務諸表の「注記事項(追加情報)」をご参照ください。

2. 業績連動型株式報酬制度

当社は、これまで以上に当社及び当社子会社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的として、当社及び当社の子会社の取締役(社外取締役及び非常勤取締役を除く。)を対象に、株式報酬制度を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)に準じております。

詳細は連結財務諸表の「注記事項(追加情報)」をご参照ください。

(貸借対照表関係)

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務で区分掲記されたもの以外のものは次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年7月31日)	当事業年度 (2019年7月31日)
短期金銭債権	113百万円	581百万円
長期金銭債権	51	49
短期金銭債務	56	55

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2017年8月1日 至 2018年7月31日)	当事業年度 (自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)
営業取引による取引高	94百万円	184百万円
営業取引以外の取引による取引高	1,063	1,411

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年8月1日 至 2018年7月31日)	当事業年度 (自 2018年8月1日 至 2019年7月31日)
広告宣伝費	4,420百万円	2,664百万円
貸倒引当金繰入額	1	0
株式給付引当金繰入額	43	40
給料及び手当	969	1,061
減価償却費	97	192
支払手数料	5,708	4,485
おおよその割合		
販売費	79%	74%
一般管理費	21	26

(有価証券関係)

子会社株式及び子会社出資金は市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式及び子会社出資金の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び子会社出資金の貸借対照表計上額は次のとおりです。

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (2018年7月31日)	当事業年度 (2019年7月31日)
子会社株式	2,262	2,462
子会社出資金	54	54

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2018年7月31日)	当事業年度 (2019年7月31日)
繰延税金資産		
資産除去債務	149百万円	152百万円
減損損失	6	88
減価償却超過額	46	65
投資有価証券評価損	15	63
株式給付引当金	13	12
少額固定資産	11	11
未払事業税	8	-
貸倒引当金	0	-
その他	42	64
繰延税金資産小計	294	458
評価性引当額	-	67
繰延税金資産合計	294	391
繰延税金負債		
建物	111	100
繰延税金負債合計	111	100
繰延税金資産純額	182	290

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2018年7月31日)	当事業年度 (2019年7月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
住民税均等割	0.3	0.9
交際費損金不算入	0.1	0.1
受取配当金の益金不算入	10.7	37.9
評価性引当額の増減		6.2
税額控除等	1.9	2.9
その他	0.1	0.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	18.3	3.7

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】
【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額
有形 固定 資産	建物	1,171	121	1 (1)	125	1,166	473
	工具、器具及び備品	348	101	0 (0)	106	343	346
	その他	-	3	-	0	2	0
	計	1,520	226	1 (1)	231	1,512	820
無形 固定 資産	ソフトウェア	536	417	299 (298)	317	336	-
	ソフトウェア仮勘定	217	10	217	-	10	-
	計	753	428	516 (298)	317	347	-

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア ゲーム・デジタルコンテンツ制作費 414百万円

2. 「当期減少額」欄の()内は内書きで減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	0	0	0	0
株式給付引当金	43	40	43	40

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	8月1日から7月31日まで
定時株主総会	10月中
基準日	7月31日
剰余金の配当の基準日	1月31日 7月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 本店
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。 ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 当社の公告掲載URLは以下のとおりです。 https://www.a-tm.co.jp/koho
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その所有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

2018年10月26日東海財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2018年10月26日東海財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第20期第1四半期（自 2018年8月1日 至 2018年10月31日）2018年12月7日東海財務局長に提出。

第20期第2四半期（自 2018年11月1日 至 2019年1月31日）2019年3月8日東海財務局長に提出。

第20期第3四半期（自 2019年2月1日 至 2019年4月30日）2019年6月14日東海財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書

2018年10月26日東海財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書

2019年10月25日東海財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2019年10月25日

株式会社エイチーム

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 晴久

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宇治川 雄士

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 貴俊

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エイチームの2018年8月1日から2019年7月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エイチーム及び連結子会社の2019年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社エイチームの2019年7月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社エイチームが2019年7月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年10月25日

株式会社エイチーム

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 晴久

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宇治川 雄士

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 貴俊

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エイチームの2018年8月1日から2019年7月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エイチームの2019年7月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。